

a 及オーストリア少年裁判所法第三十四條第三項に依り無効とす。

第七條 (事務簡捷令第四十六條について)

事務簡捷令第四十六條第二項は舊オーストリア地方に於ては、一九三八年十一月二十日、一九三九年一月二十三日及一九三九年六月三日の各命令に依り控訴院に屬する裁判權に基き控訴院に繫屬中なる刑事訴訟手續に準用す。

一九三九年九月八日 ベルリンにて

國司法大臣

ドクトル・ギェルトナア

一九三九年十月七日の國法律公報第百九十八號

裁判所の構成並に司法の分野に於ける處分に關する命令の第二次施行令

(一九三九年十月四日)

裁判所の構成並に司法の分野に於ける處分に關する一九三九年九月一日の命令第四十四條に基き命令すること左の如し。

一、手数料免除並に手数料減額

(第一條乃至第四條は刑事訴訟手續には關係なし)。

二、費用事件に於ける手續の簡略

第五條

争訟事件及非訟事件の手續に於ては、支拂義務者が現在の政治的状況に由來する特殊の事情の結果として費用を豫納すること能はざることを立證したるときは、費用の豫納を以て裁判上の行爲を爲すの條件たらしむべからず。國民訴訟法第五百十九條第六項及第五百五十四條第七項の規定は其の效力を妨げらるることなし。

第六條

左に列擧する裁判に對する抗告は、抗告の目的物の價額が二百ライヒスマルクを超ゆる場合に限り之を許す。

- (1) 裁判費用の計算及基礎たらしめらるべき價額の確定に關する裁判所の裁判
- (2) 舊オーストリア地方に於ける裁判所の手数料及其の他の司法上の費用に關する一九三九年五月二十七日の命令第十七條第一項に依る手数料の裁判
- (3) 鑑定人手数料の確定に關する裁判所の裁判
- (4) 舊オーストリア地方及ライヒスガウたるズデーテン地方に於て第一審の裁判所が民事事件に於て爲したる費用の點に關する裁判
- (5) 總括費用分擔金 (Pauschalkostenbeitrag) を包含する費用に關する裁判にして舊オーストリア地方に於ける裁判所が刑事事件に於て爲したる裁判、

(6) 裁判費用法第五十六條第一項及第五項に依る公證人の費用に關する地方裁判所の裁判

第七條

- (一) 執達吏費用の計算、證人手數料の確定及裁判所の選任したる辯護人の手數料及立替金の確定に關する裁判所の裁判には、抗告を以て不服を申立つることを得ず。
- (二) 救助辯護士の費用 (Armenanwaltkosten) 確定に關する裁判所の裁判に對しては、右裁判所に於て裁判せらるゝ法律問題が根本的意義を有する爲抗告を許したる場合に限り抗告を爲すことを得。

第八條

- (一) ボヘミヤ及モラウイヤ兩保護領に於ては、獨逸國の裁判所の以下に列舉せられたる裁判に對する抗告は、抗告の目的物の價額が二百ライヒスマルクを超過する場合に限り之を許す。
- (1) 刑事事件に於ける費用及立替金に關する裁判にして關係者の一人が他人に償還することを必要とするもの
- (2) 刑事事件に於ける裁判費用計算に關する裁判所の裁判
- (3) 民事事件に於ける訴訟費用の點に關する第一審裁判所の裁判
- (4) 鑑定人手數料に關する第一審裁判所の裁判
- (5) ボヘミヤ及モラウイヤ兩保護領に於ける獨逸國裁判所の手數料及其の他の手續の費用に關す

る一九三九年七月十四日の命令第十五條第一項に依る手數料の裁判。

(二) 證人の手數料の確定並に裁判所の選任したる辯護人の手數料及立替金の確定に關するボヘミヤ及モラウイヤ兩保護領に於ける獨逸國裁判所の裁判に對しては、抗告を以て不服を申立つることを得ず。

三、經過規定

第九條

(一) 第一條、第二條及第四條第一項は裁判所の手數料に關する限り一九三九年九月一日よりの效力を以て之を施行す。

第十條

事務簡捷令施行後本令施行前に、専ら上訴金額 (Rechtsmittelsumme) の引上の結果として不適法となりし上訴、又は事物管轄變更の結果當該上訴裁判所に提起し得ざる上訴が提起せられたるときは、此の上訴の棄却又は却下の場合には上訴裁判所に於ける手續の費用は徴收せず。本條の規定はボヘミヤ及モラウイヤ兩保護領に於ける獨逸國の裁判所の手續にも適用す。

第十一條

費用事件に於ける訴訟上の救濟手段の制限に關する本令の規定 (第六條乃至第八條) は、此の訴訟上の救濟手段が一九三九年十月十日以前に提起せられたる場合には適用すべからず。

一九三九年十月四日 ベルリンにて
國司法大臣 ドクトル・ギユルトナア

一九三九年九月二十一日の國法律公報第六十五號
オーストリアの軍事參審法の廢止に關する命令
(一九三九年九月二十日)

オーストリア國の獨逸國との再合邦 (Wiedervereinigung) に關する一九三八年三月十三日の法律に
基き命令すること次の如し。

第一條

軍事上の事件 (Militärsache) に於ける公訴に關する辯論及裁判の爲、陪審裁判所及參審裁判所に特
別の部を設置するオーストリア聯邦法 (軍事參審法 (Militärstrafgesetz)) 及軍事參審法施行令を廢
止す。

第二條

オーストリア軍事參審法中に記載せられたる罪となる行爲に基く公訴に關しては、軍法會議 (Militär-
gericht) の裁判權存せざる限り地方裁判所其の通常の場合につき規定せられたる構成に於て裁判を行
ふ。

一九三九年九月二十日 ベルリンに於て
國司法大臣 ドクトル・ギユルトナア
國內務大臣 イー・ファウ・ドクトル・スツツカルト

第四章 關係

一九三九年九月十五日の國法律公報第八十三號
普通刑事訴訟手續、軍事刑事訴訟手續、及刑法典の規定の改正に關する法律
(一九三九年九月十六日)

第一章 普通刑事訴訟手續規定の改正

第一目 通常裁判權の刑事事件と軍法會議の裁判權の刑事事件との併合

第一條 軍法會議の裁判權への附託

(一) 一個の犯行に數人が正犯、共犯、庇護者又は贓物授受者として關與したる場合に於て其の中
の一人は通常裁判權に服し、他の一人は軍法會議の裁判權 (Wehrmachtgerichtsbarkeit) に服する
とき、又は異なる裁判權に服する者の間に於て交互的に (wechselseitig) 犯行が行はれたる場合に於
て、檢事の請求あり且軍法權者 (Verichtsherr) に於て承諾したるときは、通常裁判所は軍法會議

(Wehrmachtgericht) の手續と併合せしむる爲手續を管轄軍法権者に送致す。刑事訴訟手續が未だ裁判所に繫屬せざる場合に於ては、軍法権者が承諾したるときは檢事は手續を引渡すことを得。

(二) 通常裁判權の手續は本條第一項の條件の下に國司法大臣と國軍總司令官との合意によつても軍法會議の手續と併合することを得。

(三) 是等の手續はまた再び分離することを得。

第二條 執行

軍法會議 (Wehrmachtgericht) が第一條に基き通常裁判權に服する被告人に對して刑又は保安及び矯正の處分を言渡したるときは、判決の執行は通常の官廳に移行す。

第二目 非常異議

第三條 確定判決に對する非常異議

(一) 大審院檢事總長 (Oberreichsanwalt beim Reichsgericht) が判決の正當性 (Richtigkeit) に對する重大なる懸念に基き本案に於ける新なる審問及裁判を必要と思惟するときは、刑事事件に於ける判決の確定後一年内に判決に對して異議を述べることを得。

(二) 異議の申立ありたるときは大審院の特別刑事部は本案に於て新に裁判を爲す。

(三) 判決が國民裁判所 (Volksgerichtshof) の言渡す所なるときは、國民裁判所檢事長 (Oberreichsanwalt beim Volksgerichtshof) は之に對し異議を述べることを得、裁判は國民裁判所の特別部の

權限に屬す。刑事事件に於ける控訴院の判決にして國民裁判所檢事長が控訴院檢事局に引渡したるもの又は國民裁判所が審問及び裁判の爲控訴院に移送したるものについてもまた同じ。

(四) 當該の手續と軍法會議の管轄に屬する刑事事件との間に牽聯關係が存するときは、國司法大臣と國軍總司令官との合意により手續を軍法會議に附託することを得。此の場合にあつては大審院特別部異議に基いて裁判す (軍法會議法第四百十條b)。

第四條 大審院の特別刑事部

(一) 大審院の特別刑事部は、部長と判事四人を以て構成す。

(二) 特別刑事部に上席するは大審院長とし、大審院長差支あるときは大審院次長 (Vizepräsident) 之に上席す。部員二人は大審院の部長又は判事たることを必要とす。

(三) 部員及其の代理官は國司法大臣の推薦に基き總統兼國宰相に於て二司法年度を任期として任命す。

第五條 國民裁判所の特別部

(一) 國民裁判所の特別部は部長と判事四人を以て構成す。

(二) 特別部に上席するは國民裁判所長とし、所長差支あるときは國民裁判所次長 (Vizepräsident) 之に上席す。部員一人は國民裁判所の部長又は判事たることを必要とす。

(三) 部員及其の代理官は國司法大臣の推薦に基き總統兼國宰相が二司法年度を任期として任命

第六條 手續

(一) 特別部に於ける手續には第一審の公判手續についての規定を準用す。部が相當と認めたるときは部は是等の規定に異なる處置を爲すことを得。

(二) 有罪を言渡されたる者 (Verurteilte) 判決に基き拘留中なるときは、検事長は裁判所が未決勾留 (Untersuchungshaft) に關して裁判する迄の間此の者の拘留を命ずることを得。

第七條 確定決定に對する非常異議
手續を完結する裁判所の確定の決定に對しては、第三條乃至第六條を準用す。

第三目 大審院の特別刑事部の其の他の管轄

第八條 大審院の特別刑事部に於ける公訴の提起

(一) 大審院検事總長は、國民裁判所の管轄に屬せざる刑事事件に付當該事件の意義上相當と思惟するときは大審院の特別刑事部に公訴を提起することを得。

(二) 公訴の提起ありたるときは部長は大審院の特別刑事部に於ける公判を命ず。

第四目 施行規定

第九條 國司法大臣は本章の施行並に加補の爲に必要な法令の規定を發布す。

第二章 軍事刑事訴訟手續 (Wehrmachtstrafverfahren) の規定の改正

一九三六年九月二十九日の新法文に於ける軍法會議法 (Militärstrafgerichtsdienst) は左の如く之を改正す。

第一 第三條は次の如き法文を執る。

第三條 通常裁判所への附託

(一) 普通刑法にのみ違反する行爲に付ては、通常裁判權に服する被告人が當該違反行爲に正犯、共犯、庇護者又は贓物授受者として關與したるとき、又は通常裁判權に服する被告人が軍裁判權に服する被告人との間に交互的に當該違反行爲を爲したるときは、軍法權者は通常裁判權の官廳に繫屬中なる刑事訴訟手續と併合する爲手續を通常裁判權の官廳に送致することを得。

(二) 軍刑法違反の罪となる行爲が前項の違反行爲と法律的に競合するものなること判明したるときは、通常裁判權の管轄は消滅す。

(三) 是等の手續は軍法權者の承諾を得て再び分離することを得。

(四) 國軍法會議が第一審且終審として管轄權を有する刑事訴訟手續は、判決の言渡までは、第一項の條件の下に國軍總司令官と國司法大臣との合意によりても併合の爲國民裁判所に送致することを得。此の送致は軍刑法に違反する罪となる行爲が通常刑法に違反する行爲と法律的に競合する場合にあつても爲すことを得。是等の手續はまた再び分離することを得。

第二 第三條の次に左の第三條^aを挿入す。

第三條 a 通常裁判権の手續の引繼

如何なる條件を具備するに於ては通常裁判権の手續を軍法會議に送致することを得るや並に引繼ぎたる手續を通常裁判権の官廳に差戻すことを得るやは通常刑事訴訟手續、軍刑事訴訟手續並に刑法典の規定の改正に關する一九三九年九月十六日の法律の規律する所とす。

第三 第二百二十二條は次の如き法文を執る。

第二百二十二條 公訴の變更又は取消

軍法權者は公判前にあつては新なる事實又は證據方法に基きて公訴の指令を變更し若は取消すことを得。公訴の指令の變更若は取消ありたるときは公訴の提起並に手續の中止に關する第百九十四條乃至第二百十條の規定を準用す。

第四 第四百十條の次に左の三條を挿入す。

第四百十條 a 總統兼國軍大元帥の指令に基く非常再審

總統兼國軍大元帥は確定判決に由つて完結したる手續に於て公判の更新を指令することを得。

第四百十條 b 國軍法會議の特別部

- (一) 總統兼國軍大元帥が別段の定めを爲さざるときは、以下の規定を適用す。
- (二) 更新したる審問及裁判については國軍法會議特別部管轄權を有す。
- (三) 特別部は部員七人より成り、特に國軍法會議の部長又は部員三人と將校四人とより成

る。審問は高級の法務官之を指揮す。

(四) 部員及其の代理官は國軍總司令官 (Chief des Oberkommandos der Wehrmacht) の推薦に基き總統兼國軍大元帥 (Führer und Oberster Befehlshaber der Wehrmacht) に於て二年の任期を以て任命す。

第四百十條 c 特別部に於ける手續

特別部に於ける手續には國軍法會議に於ける第一審にして且終審たる手續に關する規定を準用す。特別部は相當と思惟したるときは之に異なる處置を爲すことを得。

第三章 背叛罪の處罰に關する規定の改正

獨逸國刑法典第八十九條第三項及び第九十條第二項の規定は廢止す。是等の規定は本法施行前に犯したる犯行にも適用せず。

一九三九年九月十六日 總統大本營にて

總統兼國宰相

アドルフ・ヒットラー

國司法大臣

ドクトル・ギェルトナア

國軍總司令官

カイトェル

一九三九年九月十九日の國法律公報第百八十三號

普通刑事訴訟手續、軍事刑事訴訟手續及刑法典の規定の改正に関する法律の施行令

(一九三九年九月十七日)

普通刑事訴訟手續、軍事刑事訴訟手續及刑法典の規定の改正に関する一九三九年九月十六日の法律第一章第九條に基き命令すること次の如し。

第一條 非常異議の申立

(一) 非常異議 (außerordentlicher Einspruch) の申立は書面を以て特別部 (Besonderer Senat) に對して之を爲す。

(二) 非常異議の申立と同時に其の目的たる裁判は消滅す。非常異議が上訴裁判所の判決に関するときは、前審級の判決も消滅す。

(三) 非常異議は遅くも公判への呼出と同時に被告人に通知す。

第二條 大審院の特別刑事部に於ける手續に関する別段の規定

(一) 國民裁判所に於ける手續に関する特別の規定 (例へば必要的辯護に関するもの) は大審院の特別刑事部に於ける手續にも適用す。然れども一九三四年四月二十四日の刑法及刑事訴訟法の規定の改正に関する法律 (國法律公報一三四一頁) の第四目の規定は、大審院の特別刑事部に於ける手續には適用せず。

(二) 舊オーストリア地方に由來する刑事事件に於ては大審院の特別刑事部に於ける手續は國法たる手續法の規定に依る。

第三條 執行

特別部非常異議に基き裁判を爲したるときは、檢事總長は前判決執行の任を有する官廳に判決の執行を附託することを得。此の場合には執行裁判所の裁判 (國刑事訴訟法第四百六十二條、第四百六十三條 a、オーストリア刑事訴訟法第四百條、第四百一條、第四百一條 a、第四百九條) については、非常異議の申立前執行裁判所たりし裁判所管轄權を有す。

第四條 補償規定

再審手續に於て無罪を言渡されたる者の補償に関する規定の意義に於ては、確定判決に對する非常異議に基く手續は再審手續に同じ。

第五條 特別部の部員の最初の任命

大審院及國民裁判所特別部の部員並に其の代理官は、先づ一九四〇年十二月三十一日に其の二人、一九四一年十二月三十一日に殘餘の者退職する如く任命す。

一九三九年九月十七日 ベルリンに於て

國司法大臣

ドクトル・ギェルトナア

一九三九年十二月十三日の國法律公報第二百四十七號

普通刑事訴訟手續、軍事刑事訴訟手續及刑法典の規定の改正に關する法律の第二次施行令
(一九三九年十二月十一日)

普通刑事訴訟手續、軍事刑事訴訟手續及刑法典の規定の改正に關する一九三九年九月十六日の法律
第一章第九條に基き命令すること次の如し。

大審院特別刑事部並に國民裁判所特別部は公判外に於ては、緊急の場合には裁判長をも包含する判
事三人の構成に於て裁判を爲す。

一九三九年十二月十一日 ベルリンにて
國司法大臣 ドクトル・ギェルトナア

第五章 關係

一九三九年十二月六日の國法律公報第二百四十二號

戰時經濟令第三章(戰時賃金)——國勞働管理官の秩序罰權——に關する第三次施行令

(第三次戰時賃金令施行規定)

(一九三九年十二月二日)

一九三九年九月四日の戰時經濟令 (Kriegswirtschaftsordnung) 第五章第二十九條に基き此の命令の

第三章(戰時賃金)の加補並に施行の爲經濟總監 (Generalvollmächtigte für die Wirtschaft) と協調
し命令すること左の如し。

第一條

戰時經濟令第三章を施行し且之を加補する爲の規定に違反する行爲、並に國勞働管理官 (Reichs-
treuhänder der Arbeit) 及勞働特別管理官 (Sonder-treuhänder der Arbeit) の書面を以てする指令に
て一九三四年一月二十日國民勞働統制法、一九三八年六月二十五日賃金形成に關する命令又は其の他
の法令に基き發せられたるものに違反する行爲も亦、戰時經濟令第二十一條第一項に依る秩序罰法
(Ordnungsstrafrecht) の適用を受く。

第二條

秩序罰の確定又は公訴の請求(戰時經濟令第二十一條第一項及第二項)は國勞働管理官又は特別勞
働管理官の權限とし、國勞働管理官又は特別勞働管理官は具體的の場合に於ける規定又は指令(戰時
經濟令第十八條乃至第二十條及本施行規定第一條)の實施を監督することを要す。疑ある場合には國
勞働大臣は主管の國勞働管理官又は特別勞働管理官を指定す。

第三條

(1) 國勞働管理官又は特別勞働管理官の證人及鑑定人訊問には、證言拒絶權 (Aussageverweige-
rungsrecht) に關する刑事訴訟法の規定を準用すべし。

(二) 證人はすべて必要なる立替金及時間の徒費 (Zeitversäumnis) に對する補償を國庫より請求するの權を有す。鑑定人には必要なる立替金の補償の外相當なる報償を提供することを得。司法官廳に適用せらるゝ規定を準用すべし。

(三) 國勞働管理官及特別勞働管理官は證人及鑑定人の宣誓訊問 (eidliche Vernehmung) を爲すの權を有せず。かゝる訊問は管轄區裁判所其の訊問に付適用ある刑事訴訟法の規定に依り行ふことを得。

第四條

(一) 秩序罰の確定は理由を附したる秩序罰裁決 (Ordnungstrafbescheid) により之を行ふ。理由には罰せらるべき行爲、違反規定及證據方法を記載すべし。

(二) 秩序罰裁決は當人に送達すべし。送達手續には民事訴訟法第八十九條、第二百三條乃至第二百七條、第二百十條 a 及第二百十二條 a を除き職權送達に關する民事訴訟法の規定を準用す。成規の方法に於て送達を實施すること能はざるときは、送達は秩序罰裁決の主要部分が獨逸國ライヒスアンツアイガア及プロシヤ邦シターアンツアイガア紙上に公告せられ、其の公刊以來二週間を經過したるときに行はれたるものと看做す。

第五條

(一) 秩序罰裁決に對しては送達後一週内に抗告を爲すことを得。抗告は不服申立の目的たる裁決を爲したる國勞働管理官又は特別勞働管理官に書面により、又は口頭陳述を調書に録取せしめて之を爲すべし。本條の期間は抗告が國勞働大臣に提出せらるることにより遵守せらるゝものとす。期間の計算には刑事訴訟法第四十二條及第四十三條を準用し、期間の懈怠の場合には刑事訴訟法第四十四條乃至第四十七條を準用す。

(二) 國勞働管理官又は特別勞働管理官抗告を理由ありと認めたるときは、抗告に従つて匡正を行ふことを要す。然らざるときは抗告を國勞働大臣に轉達するを要す。

(三) 抗告は停止の效力を有せず但し國勞働大臣は不服申立の目的たる裁決の執行の猶豫を命ずることを得。國勞働大臣は終局的に裁決を爲す。被罰者の不利益にも秩序罰裁決を變更することを得。

第六條

(一) 國勞働管理官又は特別勞働管理官は、公租徴收に關する國法の規定に依り、手續費用と同時に秩序罰を取立つることを得。

(二) 手續費用は被罰者に負擔せしむべし。同一違反行爲に基き處罰せられたる二人以上の者は、立替金に付連帶して其の責に任ず。但し執行に因り生じたる立替金に付ては此の限に在らず。

(三) 國勞働管理官及特別勞働管理官は納付期間を許與し、又は分類による秩序罰償却を許可するの權を有す。分類納付は先づ刑に通算せらるゝものとす。

第七條

國勞働管理官及特別勞働管理官の擔當任務適正處理の爲人の訊問を必要とし、且適正に呼出ありたるに拘らず被呼出人出頭せざりしときは、國勞働管理官及特別勞働管理官は警察力を以てする勾引 (polizeiliche Vorführung) を命ずることを得。

第八條

- (一) 秩序罰を以て處罰せらるべき行爲の訴追時効は三年とす。秩序罰執行の時効も亦同じ。
- (二) 時効に關する刑法典の規定は、時効は訴追又は執行を目的とする國勞働管理官又は特別勞働管理官の如何なる行爲によりても中斷せらるることとし、之を準用す。

第九條

- (一) 舊オーストリア地方又はライヒスガウたるズデーテン地方に於ては、本令の規定を直接適用すること能はざるときは、之を準用すべし。
- (二) 舊オーストリア地方に於ては其の外左の規定を適用す。
 - (a) 適法なる告訴ありたるときは、公訴官 (öffentlicher Ankläger) 違法行爲を訴追す。告訴竝に其の取下には獨逸國刑法典第六十一條乃至第六十四條及獨逸國刑事訴訟法第一百五十八條を適用すべし。
 - (b) 第四條第二項に掲げたる民事訴訟法の規定に代へ普通行政手續法第二十一條乃至第二十八條、第三十條及第三十一條を、第五條第一項に擧げたる刑事訴訟法第四十二條乃至第四十七條

に代へ普通行政手續法第三十二條、第三十三條、第七十一條及第七十二條を適用すべし。

第十條

本令は公布の日より之を施行す。公の行政及公の經營に於ける勞働の統制に關する一九三四年三月二十三日の法律の適用を受くる行政及經營には本令を適用せず。

一九三九年十二月二日 ベルリンに於て

國勞働大臣 フランツ・ゼルテ

第六章 關係

一九四〇年二月二十六日の國法律公報第三十五號

刑事裁判所の管轄、特別裁判所及其の他の刑事訴訟法の規定に關する命令

(一九四〇年二月二十一日)

法定の授權に基き四ヶ年計畫委員及國軍總司令部の承諾を得て命令すること左の如し。

第一目 刑事裁判所の事物の管轄

第一條 區裁判所判事の刑罰權力

(一) 區裁判所判事は左の刑を言渡すことを得。

- (1) 二年以下の重懲役
 - (2) 五年以下の輕懲役又は禁錮
 - (3) 拘 留
 - (4) 罰 金
 - (5) 公權喪失、公職就任資格の褫奪及其他の附加刑及判決中に於て言渡さるべき附帶的結果
 - (6) 保安監置及去勢を除く保安及矯正の處分
- (11) 併合刑 (Gesamtstrafe) を形成する場合にありても區裁判所判事は右の刑罰權力 (Strafgevalt) を超越することを得ず。數罪 (Tatmehrheit) の場合に各別の自由刑が言渡さるとき (國刑法典第七十五條、第七十七條第一項) は、第一項に依り言渡すことを得べき自由刑の總刑期は五年を超ゆることを得ず。換刑自由刑は算入せず。

第二條 刑事部の刑罰權力

刑事部の刑罰權力は法律の規定する一切の刑及保安並矯正の處分を包括す。

第三條 少年事件に於ける區裁判所判事及刑事部の管轄

- (一) 少年事件に於ては區裁判所判事及刑事部は少年裁判所として裁判を爲す。
- (二) 少年重罪犯人に對する防衛に關する一九三九年十月四日の命令は其の效力を妨げらるることなし。

第四條 區裁判所判事及刑事部に於ける起訴

- (一) 檢事は區裁判所判事の刑罰權力を以て足ると思料したるときは區裁判所判事に、然らざるときは刑事部に公訴を提起す。但し檢事は事件の範圍若は意義を斟酌し又は其の他の事由に基き相當と思料するときは、公訴を區裁判所判事に提起せずして刑事部に提起することを得。
- (二) 區裁判所判事其の見解に依り言渡さるべき刑又は保安及矯正の處分自己の刑罰權力を超ゆる見込大なるときは、公判手續の開始を拒むものとす。

第五條 國民裁判所の管轄

- (一) 國民裁判所 (Volksgerichtshof) は左の犯罪につき裁判權を有す。
 - (1) 大逆内亂罪 (Hochverrat) (國刑法典第八十條乃至第八十四條)、
 - (2) 背叛罪 (Landesverrat) (國刑法典第八十九條乃至第九十二條)、
 - (3) 總統兼國宰相に對する加害罪 (國刑法典第九十四條第一項)、
 - (4) 國防器材損壞竝に友邦の國軍を危殆ならしむる行爲の重き場合 (獨逸國民の國防力の擁護に關する罰則の加補に關する一九三九年十一月二十五日の命令第一條、第五條)、
 - (5) 犯罪の計畫の告知の懈怠 (國刑法典第三百三十九條第二項) 但し國民裁判所の管轄に屬する大逆内亂罪若は背叛罪の計畫又は國防器材損壞の重き場合の計畫に關するときに限る、
 - (6) 民族及國家の保護に關する一九三三年二月二十八日の命令の第五條第一號に依る犯罪、

(7) 一九三六年十二月一日の經濟的怠業取締法第一條第一項に依る犯罪。
 (二) 國刑法典第八十二條、第八十三條、第九十條乃至第九十條e、第九十二條に依り罪となる行為に付ては、國民裁判所檢察長 (Oberstaatsanwalt beim Volksgeschichtshof) は控訴院檢察長に起訴を委任することを得。

(三) 國民裁判所は前項に記載したる事件に於ては、同裁判所に於ける公判の命ぜられざる間は、國民裁判所檢察長の承諾を得て辯論及裁判を控訴院に移送することを得。

(四) 國民裁判所檢察長は控訴院に於て公判の開始せらるゝ迄は、委任及承諾を取消すことを得。

第六條 控訴院の管轄

國民裁判所の管轄に屬する刑事事件に於て國民裁判所檢察長第五條第二項に依り起訴を控訴院檢察長に委任し、又は國民裁判所第五條第三項に依り同裁判所檢察長の承諾を得て辯論及裁判を控訴院に附託したるときは、控訴院之が裁判權を有す。

第七條 國民裁判所及控訴院に於ける起訴

(一) 國民裁判所又は控訴院の裁判權に屬する刑事事件に於ては、右裁判所に對してのみ公訴を提起することを得。右裁判所の裁判權に屬する犯罪同時に他の罪となる行為の構成要件を充足する場合に於ても亦同じ。

(二) 其の他の犯罪は前項の裁判所の裁判權に屬する刑事事件と併せらるゝとき、併合刑を形成

せんとするとき、又は通常の場合には前項の裁判所の裁判權に屬すべき行為が酩酊の状態に於て犯されたる時に非ざれば、右裁判所には繫屬せしむることを得ず。

第八條 移送

(一) 裁判所が公判の結果に依り上級裁判所の事物の管轄に屬すと認めたる時は、決定を以て事件を管轄裁判所に移送す。

(二) 事件國民裁判所に移送せられたるときは、國民裁判所は第五條第二項の場合に於ては公判開始迄は國民裁判所檢察長の承諾を得辯論及裁判の爲事件を控訴院に附託することを得。

第九條 大審院の特別刑事部の許に於ける起訴

(一) 國民裁判所又は控訴院の裁判權に屬せざる刑事事件に付、大審院檢察總長事件の意義に顧み相当と思料したるときは、大審院特別刑事部に公訴を提起することを得。

(二) 公訴の提起ありたる時は、裁判長 (Vorsitzor) は大審院特別刑事部に於ける公判を命ず。

第二目 特別裁判所

第一章 特別裁判所の構成及管轄

第十條 設置

(一) 各控訴院の管轄区域内に於て一個若は數個の地方裁判所に特別裁判所を設置す。
 (二) 國司法大臣は行政上の方法に於て此の特別裁判所の所在地及管轄區域を定む。

第十一條 構成

- (一) 特別裁判所は専任裁判官三人の構成に於て裁判を爲す。
- (二) 裁判長及主管の部員 (die zuständige Mitglieder) 竝に判事一人の差支ある場合についての成規の代理官は、裁判所の事務分配に關する一九三七年十一月二十四日の法律に基き、控訴院長に於て其の管下裁判官中より之を指定す。控訴院長は本法の規定の定むる所に從つて事務の分配をも規律す。

第十二條 公訴官廳

公訴官廳は特別裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の檢事局とす。

第十三條 專屬管轄

特別裁判所は左の事件につき裁判權を有す。

- (1) 國及黨に對する陰險なる攻撃の彈壓及黨の制服の保護に關する一九三四年十二月二十日の法律竝に國刑法典第三百三十四條 a 及第三百三十四條 b に依る重罪及輕罪、
- (2) 國刑法典第二百三十九條 a 及自動車の陷穽を以てする街路強盜の處罰に關する一九三八年六月二十二日の法律に依る重罪、
- (3) 放送無線電話の非常處置に關する一九九三年九月一日の命令に依る重罪、
- (4) 一九三九年九月四日の戰時經濟令第一條に依る重罪及輕罪、

- (5) 一九三九年九月五日の國民に對する有害分子彈壓令第一條に依る重罪、
- (6) 一九三九年十二月五日の暴力犯罪人處罰令第一條、第二條に依る重罪。

第十四條 公訴官廳に由る管轄の設定

(一) 特別裁判所は、公訴官廳に於て犯行の重大性若は憎惡性に徴し、又は社會に於ける興奮喚起若は公の秩序安寧に對する著しき危殆に基き特別裁判所による即時の判決を必要とする見解なるときは、前條以外の重罪及輕罪についても裁判權を有す。

(二) 公訴官廳は前項の外四ヶ年計畫の實施——國價格形成監督官 (Reichskommissar für die Preisbildung) の任命——に關する一九三六年十月二十九日の法律に基き發せられたる命令に違反する行爲、特に價格規定違反行爲の場合に於ける刑及刑事訴訟に關する一九三九年六月三日の命令に依り罪となる違反行爲に基き公訴を、特別裁判所に提起することを得。

第十五條 管轄の擴張

- (一) 特別裁判所は其の裁判權に屬する重罪又は輕罪が同時に他の罪となる行爲の構成要件を充足する場合に於ても裁判權を有す。
- (二) 他の犯罪が特別裁判所の裁判權に屬する重罪又は輕罪と事實上の牽連關係に在るときは、此の犯罪に基き手續は併合の方法に於て特別裁判所に繫屬せしむることを得。

第十六條 管轄の制限

國民裁判所又は控訴院の裁判権存在する限りは、特別裁判所は第十三條乃至第十五條に記載せられたる犯罪に付裁判権を有せず。

第二章 特別裁判所に於ける手續

第十七條 訴訟手續に關する普通の規定の適用

(一) 特別裁判所に於ける手續には、別段の規定なき限り國刑事訴訟法、裁判所構成法及其の變更及加補の爲に公布せられたる規定を準用す。

(二) 少年裁判所法第二章の規定は特別裁判所の手續には適用せず。

第十八條 裁判籍

裁判籍は被疑者の逮捕地又は官廳の命に基く監置地を管轄する特別裁判所にも存す。既に設定せられたる裁判権は被疑者の釋放により其の效力を妨げらるることなし。

第十九條 判事の忌避

判事の忌避に付ては、忌避せられたる判事の屬する特別裁判所之を裁判す。此の裁判には忌避せられたる判事の代理官忌避せられたる判事に代つて參與す。此の代理官は忌避するを得ず。

第二十條 未決勾留に關する裁判

(一) 未決勾留に關する裁判は判決の行はるゝ迄に特別裁判所の裁判長に於て之を言渡す。國刑事訴訟法第二百五條、第二百二十八條に依り區裁判所判事の權限に屬する裁判については、特別裁判所

の裁判長も亦裁判権を有す。區裁判所判事の裁判権は之に由つて妨げらるることなし。

(二) 特別裁判所の裁判長は被疑者の訊問竝に勾留狀 (Haftbefehl) 發布に關する裁判に付陪席員の一人に代理を命ずることを得。國刑事訴訟法第十六條、第四十八條に依り爲すべき裁判についても亦同じ。

(三) 裁判長及其の代理官の裁判に對しては不服を申立つることを得ず。區裁判所判事の裁判に對する抗告に關しては特別裁判所之を裁判す。

第二十一條 豫審の廢止

豫審 (gerichtliche Voruntersuchung) は行はず。

第二十二條 公訴狀及公判の命令

(一) 公訴狀には捜査 (Ermittlung) の要旨を記載すべし。

(二) 公判手續の開始に關する決定を廢止す。檢事の公判手續開始請求に代ふるに公判命令請求を以てす。公訴狀の到達したる後裁判長法定條件存在せりと認めたるときは公判を命ず。法定條件存在せずと認めたるときは裁判長は裁判所の決定を求む。裁判長は公判を命ずるに際しては同時に未決勾留の命令又は期間に付ても決定を爲し、必要的辯護の場合に於て被告人未だ辯護人を選定せざるときは被告人に辯護人一人を附添はしむ。

(三) 國刑事訴訟法中に於て公判手續開始により生ずる効果は公訴狀の提出と同時に發生す。然れ

ども公訴官廳は公判の開始せらるゝ迄は公訴を取消すことを得。國刑事訴訟法に依り公判開始決定の朗讀により生ずる効果は、本案に關する被告人訊問の開始と同時に發生す。

(四) 公判に必要な呼出及證據方法に供せらるゝ物件の取寄(國刑事訴訟法第二百十四條第一項)は特別裁判所の書記課に於て之を行ふ。

第二十三條 手續の促進

(一) 特別裁判所に於ては、犯人現行犯を逮捕せられたるとき、又は其の他犯人の責任顯著なるときは、全手續を通じ期間を遵守することなく直ちに判決を行ふことを要す。

(二) 其の他の場合に於ては呼出期間(國刑事訴訟法第二百十七條、第二百十八條)は二十四時間とす。

第二十四條 通常の手續への附託

公の秩序維持の爲又は國家の安寧の爲當該行爲の即時判決が大なる意義を有せざるとき、又は被疑者少年なるときは、公訴官廳は審問を通常手續に於ける取扱に委ねることを得。既に特別裁判所に手續繫屬中なるときは、特別裁判所は公訴官廳の請求に基き決定を以て事件を通常の手續に移すことを得。此の場合に於ては新しき公訴狀の提出を必要とす。

第二十五條 特別裁判所と通常裁判所との間の關係

(一) 特別裁判所は、公判の結果に依り、被告人に對する起訴行爲自己の裁判權に屬せざるときに

於ても、本案に於て判決を爲すことを要す。但し當該行爲公判の結果に依り國民裁判所の裁判權に屬するときは、特別裁判所は決定を以て事件を此の裁判所に移送す。國刑事訴訟法第二百七十條第二項を準用す。

(二) 國民裁判所又は控訴院に於ける手續に於て公訴狀提出後被告人に對する起訴行爲に付特別裁判所專屬的に裁判權を有すること明白となりたるときは、國民裁判所又は控訴院は本案に於て自ら裁判を爲し、又は決定を以て特別裁判所に於ける公判を命ずることを得。此の決定には被告人に對する起訴行爲の法定の標識及刑罰法規を明示して此の行爲を摘示すべし。

(三) 區裁判所判事又は刑事部の公判に於て、事件特別裁判所の裁判權に屬すること明白となりたるときは、裁判所は決定を以て事件を特別裁判所に移送す。國刑事訴訟法第二百七十條第二項を準用す。

第二十六條 不服申立不能

(一) 特別裁判所の裁判に對しては上訴を許さず。

(二) 再審請求に付ては特別裁判所所在地の刑事部之を裁判す。有罪判決を受けたる者の爲にする再審は、事件の通常手續による審査を必要と認めしむる事情の存するときに之を行ふ。國刑事訴訟法第三百六十三條は其の效力を妨げらるることなし。再審の請求理由あるときは、管轄通常裁判所に於ける公判を命ずべし。

第二十七條 記 録

訊問の結果（國刑事訴訟法第二百七十三條第二項）は公判調書中に記載するを要せず。

第三章 促進手續

第二十八條 條 件

- (一) 區裁判所判事の許に於ける手續に於て、事實關係簡單にして即時に判決を爲し得るときは、檢事は書面又は口頭を以て促進手續 (Beschleunigtes Verfahren) による判決を請求することを得。
- (二) 少年事件に於ては促進手續は適用せず。

第二十九條 公訴竝に公判期日の指定

- (一) 檢事前條の請求を爲したるときは、公判手續開始に關する裁判を爲さずして直ちに公判を實施し、又は最短の期間を以て期日を定む。
- (二) 公訴狀の提出は必要とせず。公訴狀提出せられざるときは、公訴は公判の開始の際口頭を以て提起せらるべく其の要領は公判調書 (Sitzungsprotokoll) 中に記載す。
- (三) 被疑者の召喚は被疑者任意に公判に出頭せざるとき、又は裁判所に引致せられざるときに非ざれば之を爲すことを要せず。召喚狀と同時に被疑者に其の嫌疑を受けたる事項を通知す。呼出の期間は二十四時間とす。

第三十條 促進手續の拒否

- (一) 區裁判所判事は事件促進手續による審問に適せざるときは、促進手續による判決を拒否す。公判に於ても判決の言渡迄は拒否を爲すことを得。此の決定に對しては不服を申立つることを得ず。
- (二) 促進手續に於てする判決拒否せられたるときは、新しき公訴狀の提出を要す。

第三十一條 辯護人の地位

- (一) 辯護人は檢事裁判所に促進手續による判決を請求したる後は、裁判所に存在する記録を閲覽することを得。記録の閲覽により手續の進行を妨ぐることを得ず。
- (二) 前項記載の時期以後は、逮捕中なる被疑者には國刑事訴訟法第四百四十八條第二項及第三項に規定したる制限を加ふることなくして、辯護人との書面又は口頭を以ての交通を許す。

第四目 必要的辯護

第三十二條 必要的辯護の各種の場合

- (一) 左の各號の一に該當する場合には被疑者に辯護人一人を選任す。
 - (1) 大審院特別刑事部、國民裁判所又は控訴院に於て公判の行はるとき、
 - (2) 死刑又は終身間の重懲役を法定せられある犯罪が問題となるとき、
 - (3) 重懲役を法定せられある犯罪が問題となる場合に檢事に於て辯護人の附添を請求したるとき、
 - (4) 故殺罪又は偽誓罪 (Meinid) (國刑法典第五百十三條乃至第五百五十五條、第五百五十七條、第

百五十八條)が問題となるとき。故殺罪にありては國刑法典第二百十三條の場合に於ても亦同じ。

(5) 保安監置、療養院若は看護院への收容が問題となるとき、
(6) 被疑者聲者又は啞者なるとき。

(二) 前項以外の場合に於て、行爲の重大性又は事實若は法律狀態の複雑性の爲辯護人の參與を必要と認めらるゝとき、又は被疑者が其の人物上自ら辯護すること能はざるときは、裁判長は手續の全般又は其の一部のみに付て辯護人一人を選任す。

第三十三條 辯護人の選擇

辯護人としては成るべく當該裁判所の所在地の管轄區域内又は裁判所の所在地の裁判所に於て認許せられ居る辯護士を選任すべし。

第五目 檢事總長の無效抗告

第三十四條 無效抗告の條件

區裁判所判事、刑事部及特別裁判所の確定判決其の認定事實に對する法の適用の過誤の爲不當なるときは、檢事總長は判決の確定後一年内に確定判決に對して無效抗告 (Nichtigkeitsbeschwerde) を爲すことを得。

第三十五條 無效抗告に關する裁判

(一) 無效抗告は書面を以て大審院に之を爲す。大審院は公判に基き判決を以て此の抗告に關して裁判所爲す。檢事總長の承諾ありたるときは公判を経ずして決定を以ても裁判を爲すことを得。

(二) 大審院は執行の猶豫又は中斷を命ずることを得。大審院は無效抗告に關する裁判前に於ても勾留狀 (Haftbefehl) 又は收容狀 (Unterbringungsbefehl) を發布することを得。公判外に於ては刑事部は國刑事訴訟法第二百二十四條第三項の規定を留保し裁判長を包含する部員三人の構成に於て裁判す。

(三) 大審院公判に基き裁判を爲すときは、國刑事訴訟法第三百五十條及第三百五十一條を準用す。裁判長は被告人自身の出頭を命ずることを得。

(四) 大審院不服申立ありたる判決を取消す場合に於て、其の判決の事實認定が本案の裁判を爲すに熟するときは、自ら本案の裁判を爲すものとす。其の他の場合に於ては新に辯論及裁判を爲さしむる爲事件を、取消されたる判決を爲したる裁判所又は他の裁判所に差戻す。

第三十六條 下級裁判所に於ける手續

事件の差戻を受けたる裁判所は新に本案に於て審理を爲す。此の裁判所は、其の裁判を爲すに當り不服申立ありたる判決の取消に付大審院が根據となしたる法律上の判斷に羈束せらる。

第三十七條 處罰命令及決定に對する無效抗告

確定の處罰命令 (Strafbefehl) 及決定に對しても無效抗告を爲すことを許す。此の場合には第三十四條乃至第三十六條を準用す。

第六目 附 則

第三十八條 法律の改正

(一) 裁判所構成法第二百十條は左の如く改む。

「第二百十條

國司法大臣は數個の控訴院の管轄區域に付其の中の一に刑事事件の裁判の全部又は一部を附託することを得」。

(二) 刑法及刑事訴訟法の規定の改正に關する一九三四年四月二十四日の法律第三目第三條乃至第五條に代ふるに左の規定を以てす。

「第三條

國民裁判所及控訴院に於ける第一審としての手續には、別段の規定なき限り、裁判所構成法及刑事訴訟法の規定を適用す。國民裁判所及控訴院は裁判所構成法第七十三條第一項に記載せられたる裁判をも爲す。

國民裁判所及控訴院の第一審としての裁判に對しては上訴を許さず。」

第三十九條 施行

(一) 本令は一九四〇年三月十五日より之を施行す。

(二) 同日より本令に反する規定又は本令により無意義となりし規定を廢止す。

(三) 舊オーストリア地方に於ては本令第一目の第一條乃至第八條及第三目は國刑事訴訟法の施行と同時に初めて之を施行す。但し國司法大臣は之より前に此等の規定を施行することを得。

第四十條 保護領に於ける施行

本令はボヘミア及モラウイヤ兩保護領に於ては獨逸國の裁判所に付之を施行す。

第四十一條 授 權

(一) 國司法大臣は本令を實施し加補するに必要な法律及行政規定を定め、其の或は發生することあるべき疑問を行政上の方法に於て決裁するの權限を委任せらるゝものとす。

(二) 舊オーストリア地方に本令を施行する爲國司法大臣は、必要の場合には國刑法を施行して、本令の規定とオーストリア地方に施行中なる法とを互に適應せしむることを得。

一九四〇年二月二十一日 ベルリンにて

國行政總監 フリック

第七章 關係

一九三九年八月二十六日の國法律公報第四百十七號

戰時及特別の軍事情動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する命令(戰時刑事訴訟令)

(一九三八年八月十七日)

第一部

第一條 通 則

- (一) 國軍を保全し戦争目的を確保する爲略式手續 (Kriegsverfahren) を施行す。
- (二) 以下の規定は如何なる事情の下に於ても遵守することを要す。
- (1) 公判は軍法會議裁判官 (militärischer Richter) 三人の面前に於て、國軍法會議 (Reichskriegsgericht) に於ける手續に於ては軍法會議裁判官五人の面前に於て行ふことを必要とす (第九條、第十條)。
- (2) 被告人自ら刑事訴訟上の審問を回避したるにあらざるときは公判に於て公訴に關し之を訊問し、新に之に最終の發言を許すことを要す (第五十九條第一項、第六十一條)。
- (3) 判決は多數決を以て爲し、書面に認め、之に理由を附することを要す (第六十二條、第六十五條、第六十六條)。
- (4) 判決は特定の場合に付又は一般的に確認權限を有する指揮官に於て之を確認することを要す (第七十九條、第八十條)。
- (三) 本令に別段の規定なき限り軍法權者 (Gerichtsherr) 竝に軍法會議は本分に從つての裁量に依り (nach pflichtgemäßem Ermessen) 手續を形成す。

(四) 獨逸國軍隊又は同盟國軍隊に對し罪となる行爲を爲したる外國人も、裁判上の手續を経ることなくして之を處罰することを得ず。

(五) 敵國の手續規定竝に其の運用が同程度の權利保全を保證するに非ざる場合に於ては、敵國民に對する手續に付本令の規定を變更することを留保す。

第二部 戰時手續

第一章 軍法會議の裁判權の範圍

第二條 一般的效力

戰時手續の適用を受くるもの左の如し。

- (1) 軍人軍屬、之等は一切の犯行軍法會議裁判權を設定する服務關係發生前の犯行に關しても。
- (2) 現役の兵役義務に召集せられたるに非ざる在郷の兵役義務者及法律上之と同等の地位を有する者は、左の各號の一に該當する行爲に關し、
 - (a) 未決勾留に於て又は刑罰拘置 (懲戒罰拘置 (Disziplinarstrafhaft) をも含む) に於て軍刑務所内に在る期間中に犯したるすべての可罰行爲、
 - (b) 軍刑法第六條 a 乃至第六條 c に依り自己に適用せらるゝ規定に違反する行爲竝に法律上之と競合する普通刑罰法規に違反する可罰行爲、
 - (c) 人を殺傷するに足る兇器を以てする決闘、かくの如き決闘の挑戦又は挑戦の應諾竝に果し

狀の傳達に關する一般刑罰法規に違反する行爲竝に法律上之と競合する一般刑罰法規違反の可罰行爲。

- (3) 作戰地域 (Operationsgebiet) 内の獨逸國軍隊中に在る者 (隨行者、從軍を許されたる外國將校等) 及俘虜、此の狀態の繼續する間に犯したる一切の犯行に關し、
- (4) 其の他のすべての者、左の各號の一に該當する行爲に關し、
- (a) 間諜罪 (戰時特別刑法令第二條)、
- (b) 不正規的敵對行爲罪 (戰時特別刑法令第三條)、
- (c) 獨逸國軍隊の占領せる外國地域に於て獨逸國軍隊の指揮官が國軍を保全し若は戰爭目的を確保する爲に發布したる命令に違反する行爲 (戰時特別刑法令第四條)、
- (d) 國防力壞敗罪 (戰時特別刑法令第五條)、
- (e) 刑法第八十條乃至第八十四條、第八十九條乃至第九十二條に依る大逆内亂罪及び背叛罪、刑法第四百三條aに依る國防器材損壞罪、竝に刑法第三百三十九條第二項に依る犯行の告知懈怠罪にして大逆内亂罪若は背叛罪の計畫又は國防器材損壞罪の情狀特に重き場合の計畫に關し國軍法會議の長官が軍事上特に重要なを以て國軍法會議による判決を必要とする旨を表示したるもの。之についての細則は國軍總司令官に於て之を定む。

第三條 作戰地域に於ける特別の效力

- (一) 外國人竝に獨逸國民は作戰地域内に於て犯したる一切の犯行に關し戰時手續の適用を受く。
- (二) 然れども軍法權者が本條第一項に依る犯罪の訴追を爲すべき場合は、戰爭遂行上之を必要とする場合に限る。軍法權者は後方軍管區 (rückwärtiges Armeegebiet) に於ける普通裁判所に刑事訴追を委任することを得。
- (三) 後方軍管區に付、軍法會議の管轄權消滅し通常裁判所に移行する時期及範圍は當該軍管區司令官之を定む。

第二章 軍法會議の裁判權の行使

第四條 司法機關

- (一) 軍法會議の裁判權は
- 軍法權者 (Verichtsherr) 竝に之に配屬せしめられたる、軍の勤務所 (militärische Dienststelle) を表示したる「軍法會議」(Vericht)なる名稱を帶ぶる法務官 (richterlicher Militärjustizbeamte)、
- 及判決裁判所としての野戰軍法會議 (Feldkriegsgericht)、
- 海軍の出動中なる艦隊 (schwimmende Verbände) にあつては艦上軍法會議 (Bordkriegsgericht)、
- 國軍法會議 (Reichskriegsgericht)

之を行使す。

判決は野戦判決 (Feldurteil) 又は艦上判決 (Bordurteil) と稱す。

- (一) 軍法會議若は豫審官 (Untersuchungsführer) 又は檢察官 (Vertreter der Anklage) が當該の犯罪に關し犯人に對して爲したる行爲は何れも時效を中斷す (刑法第六十八條)。
- (二) 記録認證の事務 (Beurkundungsdienst) は録事之を掌る。
- (三) 事情上必要にして且明示的に別段の定めなきとき (例へば第九條、第十條、第八十三條に於て) は、法務官 (der richterliche Militärjustizbeamte) は將校をして、録事は他の適當なる人物をして、補充若は代理せしむることを得。

第五條 軍法權者

- (一) 國軍最高の軍法權者 (oberster Gerichtsherr der Wehrmacht) は總統兼國宰相とす。
- (二) 國軍法會議の長官 (Präsident des Reichskriegsgerichts) 及陸海軍の指揮官にして國軍總司令官又は國軍一部の高級指揮官が其の命令系統内に於て指定したる者を軍法權者 (Gerichtsherr) とす。

- (三) 軍法權者差支ある場合には軍法權者の權限は司令部内に於ける代理官に移行す。國軍法會議の長官の代理官は國軍總司令官に於て之を定む。

第六條 指令の權

- (一) 軍法權者の軍事上の上官は、審問を開始若は續行し又は公訴に關する處分を爲すべき旨を軍法權者に指令するの權を有す。其の他の事項に付ては上官は手續の進行に干渉することを得ず。
- (二) 總統兼國宰相が別段の定めを爲さざる限り總統兼國宰相の權限に屬する指令の權は其の委任を受けたる國軍總司令官に於て之を行使す。

第七條 法務官 (richterlicher Justizbeamte)

- (一) 終身官として任命せられたる法務官の官吏法上の地位は變更せらるゝことなし。然れども國軍一部の高級指揮官は期間を定めて補任せられたるに止まる法務官に於けると同様終身官として任命せられたる法務官をも其の意思に反して他の法務官の地位に轉任せしむることを得。
- (二) 法務官は裁判官として判決軍法會議に參與するに非ざる限りは軍法權者の指令に従ふことを要す。野戦判決の確認竝に取消を除くの外軍法權者の裁決には法務官に於ても署名することを要す。法務官は之により軍法權者の適法性に付共同責任を負ふものとす。
- (三) 法務官が指令又は裁決を適法と認めざる場合に於て、其の進言 (Vorstellung) 容れられずして終りたるときは其の懸念を報告 (Vortragen) し、之を記録に記載することを要す。此の場合に於ては軍法權者は單獨にて責に任ず。軍法權者は手續の完結後記録を國軍總司令官に提出することを要す。
- (四) 本條第二項及び第三項は國軍法會議檢察官長 (Oberreichskriegsanwalt) にも之を準用す。

第八條 豫審將校

四二二

(一) 軍法權者は聯隊長又は聯隊長と同一の懲戒權を有する指揮官の命令範圍に付陸軍大尉 (Ereiterer) (海軍大尉 (Kapitänleutnant)) 又は中尉 (Leutnant) の階級に屬するもの、中より一人若は數人の豫審將校 (Jurisoffizier) を任命し、之をして宣誓を爲さしむ。

(二) 豫審將校の宣誓文は左の如し。

「余は善智善能の神かけて豫審將校の義務を忠實に果すべきことを誓ふ。神も照覽あれ」。

宣誓に付ては調書を作成することを要す。

(三) 豫審將校の任務は豫審行爲 (Untersuchungslandung) を爲すに在り。此の場合に於ては豫審將校は法律上豫審官 (Untersuchungsführer) の地位を有す。特に證人及鑑定人の訊問及宣誓、檢證並に差押及搜索の實施は豫審將校の任とする所とす。豫審將校は原則として軍法權者又は豫審官の求めにより行動す。急速を要する場合又は其の他の重大なる事由ある場合には豫審將校は其の求めなきも尙所要の取調を行ひ、且之に付て直ちに軍法權者に報告を爲すことを要す。

(四) 軍法權者は野戦軍法會議に於ける公訴の代表を豫審將校に命ずることを得。

第九條 野戦軍法會議 (Feldkriegsgericht) の構成

(一) 野戦軍法會議は三人の裁判官、即ち裁判長 (Verhandlungsleiter) たる法務官一人と陪席員二人を以て構成す。

(二) 法務官の存在せざる場合に於ては軍法權者は互に人員を融通す。人員の融通が不能なるときは軍法權者は、判事たるの資格を有する將校一人、止むを得ざる場合には其の資格を有せざる將校一人を裁判長に任命す。但し判事の資格を有せざる者は少くとも陸軍大尉 (海軍大尉) 以上の階級の將校なることを要す。

(三) 陪席員の一人は將校たることを要す。此の陪席員は成るべくは佐官 (Stabsoffizier) の階級に在る者たるを要すべく且つ常に被告人よりも高き階級を有する者なるを要す。他の一人の陪席員は軍人及國軍所屬の官吏 (Wehrmachtbeamte) たる場合には成るべく被告人と階級 (Rangklasse) 及閱歴 (Laufbahn) を同じくする者の中より、また一般人 (Zivilperson) たる場合には其の生活上の地位又は其の他の關係に適應して定むべし。

(四) 被告人なるときは、陪席員は懸念の存するものなき限り被告人の屬する部隊 (Truppe) 又は團體 (Verband) より採用すべし。

第十條 國軍法會議 (Reichskriegsgericht) の部の構成

(一) 部は部長 (Senatspräsident)、國軍法會議評定官 (Reichskriegsgerichtsrat) 一人並に將校三人の構成に於て裁判を爲す。定員としての裁判官部員 (planmäßiger richterlicher Mitglieder) は常時任用せられある判事 (ständig angestellter richterlicher Beamte) たる臨時裁判官 (Hilfsrichter) を以て補充し又は代理せしむることを得。

四二三

(二) 將校は總統兼國宰相に於て任期を定めず任命す。

第十一條 司法上の共助

軍法會議と通常裁判所とは互に司法上の共助を爲す。

裁判籍

第十二條 普通裁判籍

(一) 國軍法會議の特別裁判籍の設定せられざる限りは(第十四條)、犯人は軍法會議上左の區別に従つて軍法權者の命に服す。

- (1) 國軍所屬者たるとき、
 - (a) 當人を命令權に服せしむる軍法權者、
 - (b) かくの如き服從關係存せざるときは、國軍總司令官若は國軍一部の高級指揮官に於て其の命令系統の範圍内に付又は之等の委任を受けたる指揮官に於て一般的若は個別的に定むる軍法權者、
- (2) 作戰地域内に於ける獨逸國軍隊中に在る者は、國軍の當該の部分を自己の命令權に服從せしむる軍法權者、
- (3) 俘虜は自己の服從せしめらるゝ命令權の主體たる軍法權者、
- (4) 其の他のすべての者は最初に服務上當該犯罪を知悉したる軍法權者、數個の管轄が問題と

なるとき又は管轄に關し疑義を生じたるとき亦同じ。

- (二) 部隊の一部の配屬は配屬を命じたる指揮官が何等か別段の定めを爲さざる限り、軍法會議の管轄の變更の原因とならず。
- (三) 異なる軍法權者間の係争事件は共通の上級指揮官之を裁定し、共通の上級指揮官存せざるときは國軍總司令官に於て之を裁定す。
- (四) 國軍一部の高級指揮官は、獨自の裁判權を有する指揮官を部下とする軍法權者に、其の管轄に屬する刑事事件の訴追を其の命令系統内の他の軍法權者に委任する權限を興ふることを得。

第十三條 非常裁判籍 (Notgerichtstand)

- (一) 軍法會議裁判權に服する者作戰地域内に於て現行犯(例へば逃亡の際など)を逮捕せられ、即時に普通の管轄軍法權者第十二條の許に到達せしむること能はざるときは、其の直近に於て到達し得る軍法權者も亦管轄權を有す。此の軍法權者は、特別の事由に因り事件の即時判決を必要とするときに干渉を爲すべし。
- (二) 間諜罪、不正規的敵對行爲罪、占領外國地域に於て指揮官の命令に違反する行爲、國防力壊敗罪(戰時特別刑法令第二條乃至第五條)又は國防器材損壞罪(刑法第四百三十三條a)の嫌疑ある被告人に對する手續に於て、戰鬪地域(Gefechtsgebiet)内に於ては軍法權者の許に直ちに到達すること能はざるときは、直近に於て到達し得る聯隊長(Kommandeur eines Regiments)又は聯隊長と

同一の懲戒権を有する指揮官に於ても軍法権者の権限を行使することを得。此の聯隊長又は聯隊長と同一の懲戒権を有する指揮官は直ちに其の施爲したる所を軍法権者に報告するを要す。軍法権者は何時たりとも手續を引繼ぐことを得。

第十四條 國軍法會議の特別裁判籍

- (一) 國軍法會議は左の事件に管轄権を有す。
- (1) 刑法第八十條乃至第八十四條に依る大逆内亂罪事件、
 - (2) 刑法第八十九條乃至第九十二條に依る背叛罪事件、
 - (3) 軍刑法第五十七條、第五十九條及び第六十條に依る戰時謀叛罪 (Kriegsverrat) 事件、
 - (4) 刑法第九十四條第一項に依る總統兼國宰相に對する加害罪事件、
 - (5) 一九三三年二月二十八日の民族竝に國家の保護に關する國大統領令第五條第一號に依る犯罪事件、
 - (6) 刑法第四百三十三條第四項に依る國防器材損壞罪事件、
 - (7) 刑法第三百三十九條第二項に依る犯罪の不告知懈怠事件にして國軍法會議の管轄に屬する大逆内亂罪及び背叛罪の計畫又は國防器材損壞罪の情狀特に重き場合の計畫に關するもの、
 - (8) 一九三六年十二月一日の經濟上の怠業取締法に違反する行爲、
 - (9) 國防力壞敗罪 (戰時特別刑法令第五條) 事件、

第六號及第九號の情狀重からざる場合には他の軍法権者への事件の移送を許す。

- (二) 國軍法會議は其の管轄に屬する重罪又は輕罪が同時に他の罪となる行爲の構成要件を充足する場合にあつても管轄権を有す。
- (三) 國軍法會議の管轄に屬する重罪又は輕罪と他の犯罪とが事實上の相關關係に在るときは、國軍法會議の長官は併合に由つて犯人及び共犯に對する他の犯行に因る手續を國軍法會議に繫屬せしむることを得。公判までは國軍法會議の長官は併合を取消すことを得。公判後は判決部 (erkennender Senat) 併合に付裁判す。

- (四) 本條第一項乃至第三項に依る國軍法會議の管轄は最初の干渉 (Einschreiten) 特に最初の逮捕又は犯罪の報告若は告訴の發送 (Absendung) の當時に於て左の各號の一に該當する者には及ばず
- (1) 一軍の軍司令官 (Oberbefehlshaber einer Armee) に屬するか又は野戰軍司令官 (Oberbefehlshaber des Feldheeres) に直屬する (野戰部隊 (Heerestruppe)) 國軍の部隊に屬する者又はかくの如き部隊中に在る者、

- (2) 作戰地域内に在る者、
- (3) 艦船若は艦隊 (Schwimmender Verband der Kriegsmarine) に屬するか又は艦船若は艦隊中に在る者。

管轄軍法権者は上級指揮官の許可を得て刑事訴訟手續を國軍法會議に、場合によりては (第三條)

國民裁判所 (Volksgerichtshof) に移送することを得。

(五) 國軍法會議は更に一切の罪となる行爲に關し陸海軍の將官の階級に屬する、將校及國軍の官吏に對する刑事訴訟手續についても管轄權を有す。

第三章 手續

A 捜査手續

第十五條 告發に告訴

(一) 軍人は其の直近の懲戒上の上官 (Disziplinarvorgesetzte) 國軍の官吏及其の他被告人の上級勤務所に於ける者に告發すべし。告發は直接管轄軍法權者にも爲すことを得。告訴に付ても亦同じ。

(二) 非軍人の獨逸國軍隊又は同盟國軍隊に對する罪となる行爲を知悉したる國軍所屬員は、すべて即時に直近の懲戒上の上官に届出づるの義務を負ふ。直ちに右上官の許に到達するべしと能はざるときは、急を要する場合には直近に於て到達することを得べき將校又は將校の階級に相當する國軍の官吏右上官に代る。之等の將校又は國軍の官吏は其の義務たる届出を直接軍法權者に向つて爲すことを得。

第十六條 犯罪の報告

(一) 軍事上の勤務所は其の知悉したる下級者の罪となる行爲を、事實關係及證據方法を開示し至急軍法權者に報告し、急を要し且即時に實施することを得べき被告人證人又は鑑定人の訊問は自か

ら行ひ、報告と共に調書を軍法權者に提出することを要す。間諜罪、不正規的敵對行爲罪、獨逸國軍隊の占領せる外國地域に於て指揮官の命令に違反する行爲、國防力壞敗罪 (戰時特別刑法令第二條乃至第五條) 又は國防器材損壞罪 (刑法第四百三三條 a) の嫌疑の場合に於ては、直ちに軍法權者の許に到達すること能はざるときは、到達し得べき直近獨立部隊の隊長に當該犯罪の報告を爲す (第十三條第二項)。

(二) 豫審將校には適當なる形式に於て事實竝に處置を通知すべし。

(三) 被告人は軍事上の利益又は審問の目的上必要とする限り、懲戒上の上官又は豫審將校に於て假に之を逮捕することを得。

第十七條 捜査手續の指令

軍法權者軍法會議を以て訴追すべき可罰行爲の嫌疑を知りたるときは、其の尙必要な限りは法務官の一人 (豫審官) に事實關係の究明を命ず。軍法權者はかゝる法務官を一般的に豫審官として任命することを得。

第十八條 通常裁判所への附託

(一) 普通刑法違反行爲に付軍法會議裁判權に服する者と通常裁判權に服する者を含む數人の者正犯、共犯、庇護者、贓物授受者として又は其の他の方法に於て行爲に關與したるとき、又はかゝる者の間に交互的侮辱若は傷害行爲行はれたるときは、當該案件を審問判決せしむる爲軍法會議裁

判權に服する者を通常裁判所に引渡すことを得。此の場合に於ては通常裁判所は前掲の違反行爲と法律的に競合する、普通刑法に違反の可罰行爲に付ても管轄權を有す。

(二) 當該違反行爲と軍刑法又は戰時特別刑法令違反の可罰行爲とが法律的に競合すること判明したるときは、通常裁判所の管轄權は消滅す。然れども、軍法權者は手續の續行を承諾することを得。

第十九條 他の軍法權者への附託竝に補充部隊への轉屬

(一) 軍法權者は特殊の例外たる場合に、戰鬪地域 (Ordnungsbereich) 内に於て刑事訴訟手續を遂行するは時日を費すこと大にして且つ軍紀上之を必要とせざるときは、刑事訴訟手續遂行の爲戰鬪地域内に在る被告人を

(1) 後方の軍管區に於ける軍法權者に附託し、

(2) 補充部隊 (Ersatztruppenteil) に轉屬せしむることを得。

(二) 海軍の場合には附託又は轉屬に代ふるに海上勤務より陸上勤務への異動令を以てす。

第二十條 捜査手續の停止

軍法權者は其の外特別の事由あるときは、戰時狀態の終熄する迄刑事訴訟手續を停止し、其の爾後の遂行を通常手續に留保することを得。刑事訴訟手續停止中は時効は進行せず。

第二十一條 豫審官の除斥又は忌避を認めず

(一) 豫審官は自己の公平を疑はしむるの虞ある事情を軍法權者に報告することを要す。軍法權者は豫審官が其の職務行動を中止するを要するや又は之を續行するを要するやを裁決す。

(二) 豫審官は法律上當然に職務の執行より除斥せらるゝことなく、また之を忌避することを得ず。

第二十二條 捜査手續の實施

(一) 豫審官は絶對的に必要なる豫審行爲は至急之を爲すを要す。豫審官は被告人を假に逮捕し、各種各様の證據を調べ、竝に自己の本分に從ふ裁量に依り證人、鑑定人及通事を宣誓せしむることを得。豫審官の行爲は裁判官の行爲たるものとす。豫審官書面を以て録取し且つ其の署名を以て確認したる證據は公判に於て無制限に之を利用することを得。

(二) すべての官公署は各個の處分の執行又は捜査の實施を求むる豫審官の請求に應じ、且つ之に報告を爲すの義務を負ふ。

第二十三條 證言拒絶の權利

(一) 證言を拒絶するの權利を有する者左の如し。

(1) 事物の制限なく、

(a) 被告人の許婚者竝に配偶者、婚姻關係既に解消せる場合に於ても亦同じ

(b) 被告人と直系に於て親族若は姻族たるか又は傍系に於て二親等以内の親族若は姻族たる者、其の姻族たる場合に於ては姻族關係の根據なる婚姻既に解消せる場合に於ても、及被告人と養子縁組により結合せらるゝ者。

(2) 事物の制限を以て、

- (a) 僧侶、教誨を執行するに當り打明けられたる事項に關するとき、
- (b) 辯護人、其の資格に於て打明けられたる事項に關するとき、
- (c) 證人、問に對し眞實の答辯を爲すことに因り自己又は本條第一號記載の者に刑事訴追の危険を齎らす虞あるとき。

(二) 本條第一項(2)の(a)及(b)に記載したる者は、其の黙秘の義務を免ぜられたる場合に於ては證言を拒絶することを得ず。

第二十四條 總統兼國宰相の訊問

總統兼國宰相は自から證人として證言を爲すの意思ありや否や、若し其の意思ありとせば如何なる形態に於てすべきやを定む。

第二十五條 高級國家機關の訊問

(一) 職務上の發表にて足らざるときは、國務大臣、總督(Reichsstatthalter)、各邦政府の長官、歩兵・騎兵・砲兵・航空兵の將官階級若は海軍の將官階級又はそれと同等若はより以上の階級に在る將

校は、其の任地又は出張先に於て訊問す。

(二) 國軍一部の高級指揮官は隸下の將校に付例外を許可す。其の他には國軍總司令官例外を許可す。

第二十六條 公務員の訊問

(一) 公務員、公務員たりし者、傭人として官廳に勤務する者若は勤務したりし者、及國防の安固を期する爲官廳より又は官廳の委任に於て黙秘の義務を課せられたる者は、現在の服務上の上官又は最後に服務上の上官たりし者の許可を受くるにあらざれば、其の黙秘義務の關係する事實に關し證人として訊問することを得ず。

(二) 前項に記載したる者服務上の上官を有せざるときは、其の者の勤務官廳又は勤務したりし官廳右の許可を與ふ。國務大臣及總督に付ては總統及國宰相の許可を要し、邦政府の長官及構成員については總督の許可を要す。

第二十七條 國軍所屬員の訊問

軍人、在郷者、軍人たりし者及在郷者たりし者は其の上級軍事官廳(Militärbehörde)又は其の上級軍事官廳たりし者の許可を受くるにあらざれば、其の黙秘義務の關係する事實に付證人として訊問することを得ず。

第二十八條 黨の所屬員の訊問

(一) 黨の下級指導者 (Unterführer der Partei)、黨裁判所 (Parteigericht) 及び親衛隊の保安勤務の所屬員は許可を受くるにあらざれば、其の黙秘義務の關係する事實に關し證人として訊問することを得ず。本人が黨若は黨の支團體より脱退したる後又は當該の職務を去りたる後にあつても亦同じ。

(二) 國軍總司令官は總統代理と協調して特に黨の如何なる下級指導者につき本條の規定を適用するや、如何なる機關をして許可に付決定を爲さしむるやに關し細則を定む。

第二十九條 許可の拒否

第二十六條乃至第二十八條の場合に於ては證言は、國の安寧に不利益を被らしめ、又は公の任務達成を著しく脅威し若は甚しく困難ならしむる虞あるときに限り之を拒むことを得。

第三十條 證人に對する強制處分

(一) 證人其の法定の義務又は其の證人義務に關する裁判官の命に違反したるときは、之に對し適當なる強制處分並に六ヶ月以下の自由刑を科することを得。

(二) 公判外に於ては軍法權者、公判中に於ては判決軍法會議——前項の(譯者)——裁判を爲す。

第三十一條 鑑定人

證人に關する規定は鑑定人にも準用す。

第三十二條 宣誓

(一) 證人及鑑定人は其の訊問後、通事は其の通譯前に宣誓を爲さしむべし。

(二) 宣誓文は

(1) 證人に於ては

「貴下は全智全能の神かけて良知に従ひ純然たる眞實を語り、何事をも黙秘せざりしを誓ふものなり」

(2) 鑑定人に於ては

「貴下は全智全能の神かけて公平に且良知良心に従つて鑑定を爲したることを誓ふものなり」

(3) 通事に於ては

「貴下は全智全能の神かけて忠實に良心に従つて通譯すべきを誓ふものなり」と云ふに在り。

(三) 宣誓者は豫審官宣誓句を先唱したる後右手を挙げ「神も照覽あれ、余はそれを誓ふ。」

と追唱することを要す。

(四) 瘖啞者は宣誓文(本條第二項)を自稱の形式に於て書き下し、之に署名することにより宣誓す。瘖啞者無筆なるときは通事の助力を俟ち記號を以て宣誓す。

第三十三條 辯論調書

(一) 辯論調書の作成は之を必要とせず。但し被告人、證人若は鑑定人公判に出頭することを妨げられ又は證人若は鑑定人宣誓せしめらるゝものと豫見せらるゝときは、辯論調書を作成す。辯論調書には訊問の場所並に日時、之に參與若は出席したる者の氏名並に被訊問者の供述を掲げ、關係者に讀聞け又は閲讀の爲呈示し、關係者をして署名を爲さしむべし。通常の速記を使用することを妨げず。

(二) 録事を立會はしむると否とは豫審官の裁量に依る。

第三十四條 軍法權者の權限

軍法權者は何時たりとも手續の状態の報告を受け事件解明に適すと認めらるゝ處置を爲すことを得。審問行爲には參與することを得ず。

第三十五條 被告人、證人及鑑定人の出頭

(一) 被告人證人及鑑定人は訊問を受ける爲に出頭せしめらるべし。特に國軍所屬者は其の直近の勤務所を通じ、其の他の者は其の現に屬する部隊を通じ、訊問を受ける爲に出頭せしめらるゝものとす。其の他の場合にあつては其の求めを受けたる勤務所出頭を行はしむ。

(二) 本條第一項は一般人の直接の召喚を以て足る場合に之を直接に召喚することを妨げず。

第三十六條 勾留狀

(一) 軍法權者は被告人を勾留すべきや否やを決定す。

(二) 勾留は、被告人に對し緊切なる嫌疑事由あり、且軍事上の利益又は審問の目的上逮捕を必要とするときに之を爲すことを得。勾留は勾留狀を以て命じ、勾留狀には勾留の事由を記載し之を被告人に開示することを要す。勾留を執行するに必要な處置は豫審官に於て之を爲す。

(三) 勾留の法定の條件存在せざるに至りたる時、又は他の理由に因り勾留の必要ならざること明かになりたる時は、勾留を取消すべし。

第三十七條 收容狀

(一) 被告人歸責無能力又は限定歸責能力の状態に於て刑の法定せられある行爲を爲し、且つ其の療養院若は看護院への收容を命ぜらるゝものと認むべき緊切なる事由あるときは、軍事上の利益又は公安上必要なる限り、軍法權者は收容狀 (Unterbringungsbefehl) を以て被告人の假收容を命ずることを得。豫審官は收容狀執行の爲必要な處置を爲す。

(二) 收容の法定事由存在せざるに至りたる時は收容狀を取消すべし。

第三十八條 人相書付逮捕狀

(一) 勾留狀若は收容狀の發布條件存し且被告人が逃走し若は潜伏せるときは、軍法權者は人相書付逮捕狀 (Steckbrief) を發することを得。

(二) 其の他の軍事官廳は被逮捕者逃走し若は其の他監視を免れたるとき、又は被告人逃亡の嫌疑あるとき人相書付逮捕狀を發するの權を有す。

第三十九條 検屍竝に死體解剖

(一) 國軍の一部隊に屬し又は其の中に在る者不自然の方法に於て死亡し、犯罪行爲又は自殺の嫌疑あるときは、軍法権者は法務官をして検屍を爲さしむることを要す。急迫の場合には服務上死亡事件を知りたる軍隊の指揮官はすべて此の處置を爲すを要す。衛生部將校 (Sanitätsoffizier) を立會はしむべきや否やは法務官の裁量に依る。

(二) 死體の發見せらるゝに至りたる事情竝に死亡を來したる事情は之を取調べ調書に記録すべし。事情自殺を暗示するときは、其の動機を解明すべし。

(三) 検屍の結果上死因に疑なきに非ざること判明したるときは、豫審官は衛生部將校をして死體を解剖せしむ。成るべくは豫め死者の何人なるやを確認す。被告人には誠認の爲死體を呈示す。

第四十條 差押

證據方法として手續上意義を有することあるべき物 (證據物件 (Beweisstück)) 竝に收公宣言 (für verfallen erklären) 沒收又は廢棄處分を加へらるゝことあるべき物件 (沒收物件 (Einzelnugestück)) は之を差押ふることを得。

第四十一條 財産の差押

大逆内亂罪又は背叛罪又は戰時謀叛罪、間諜罪、不正規的敵對行爲罪、國防力壞敗罪又は國防器材損壞罪により勾留狀を發布せられ又は公訴の命せられたる被告人の財産は、管轄軍法権者の命に由

り差押ふることを得。遅延するに於ては危険なるときは豫審官も差押を命ずることを得べく、更に軍法権者上級指揮官又は聯隊長若は聯隊長と同一懲戒權を有する指揮官も財産差押を命ずることを得。之が實施は命令者に於て監督することを要す。

第四十二條 身體及精神の狀態の検査

(一) 手續上意義を有する事實を確認する爲には嫌疑者の身體及精神の狀態を検査することを得。

(二) 嫌疑者以外の者に對しては検査が眞實探求に必要なときにあらざれば、當人の承諾なくして検査を爲すことを得ず。

第四十三條 身體に對する處置

醫學的の法則に従ひ検査の爲行はるゝ身體に對する處置は、眞實探求の爲必要にして且本人の健康に不利益を及ぼす虞なきときは、本人の承諾なくして之を爲すことを得。

第四十四條 留置觀察 (Anstaltsbeobachtung)

鑑定人たる醫師に於て必要なる旨を表示したるときは、二ヶ月以下の期間被告人を公立療養院若は看護院に收容し、其の施設内に於て精神狀態を検査することを得。

第四十五條 特殊の命を爲すの權限

第三十九條乃至第四十三條に依り必要なる命は軍法権者又は豫審官に於て之を爲すことを得。直接強制の適用を許す。

第四十六條 捜査手續の完結

- (一) 豫審官事實關係十分解明せられたりと認めたるときは、軍法権者に之を報告す。軍法権者は捜査手續を續行すべきや、中止すべきや又は公訴を命ずべきやを裁定す。即決處分 (Strafverhinderung) は爲すことを得ず。
- (二) 被告人に對し、軍法會議を以て訴追すべき可罰行爲の十分なる嫌疑あるときは、軍法権者は公訴を命ずるを要す。

第四十七條 微罪に因る公訴の拋棄

- (一) 犯人の責任輕微にして犯行の結果瑣細なるときは、軍法権者は公訴を爲さざることを得。同一條件の下に軍法権者は、武勇の立證により手續の終局的中止に値することを證明する機會を與ふる爲、六週間以下の期間手續を假に停止することを得。職權 (Dienstgewalt) 濫用 (軍刑法第一百四條乃至第二百五條) の場合には本條を適用せず。
- (二) 軍法権者起訴を留保し又は之を終局的に中止したるときは、自から當該犯行を懲戒的に處罰し、又は其の懲戒上の處罰を主管の懲戒上の上官に一任することを得 (戰時特別刑法令第八條)。公訴は之に由つて消滅することなし。
- (三) 當該犯行の訴追により招來することあるべき刑又は保安及矯正の處分、他の犯行により既に確定判決を以て言渡され又は將來言渡さるゝものと期待すべき刑又は保安及矯正の處分に比較し、

重要ならざるときは、軍法権者は一時起訴を爲さざることを得。

第四十八條 公訴の指令

- (一) 軍法権者の公訴の指令 (Anklageverfügung) は被告人に對する起訴犯罪と適用すべき罰則とを表示することを要す。
- (二) 國軍法會議の特別裁判籍存せざる限り、管轄違の軍法権者と雖公訴の指令への署名により當該公判手續に付管轄權を取得す。
- (三) 被告人に對する告知の方法は軍法権者之を定む。公判に於ける歸讀により被告人に告知するを以ても足る。
- (四) 軍法権者は、急速を要するときは書面による公訴指令を爲さず、公判に於ける公訴の口頭陳述を公訴代表官 (Vertreter der Anklage) に委任することを得。本條第二項を準用す。
- (五) 他の軍法権者に判決を囑託すること適切なるときは、軍法権者は之を囑託することを得。

B 公判の準備

第四十九條 公判の準備

- (一) 公訴と同時に軍法権者は野戰軍法會議の編成を命ず (第九條)。軍法権者は判事たる資格を有する將校若は官吏、豫審將校 (Gerichtsoffizier) 又は法務官 (richterlicher Militärjustizbeamte) に公訴の代表を命じ、裁判官を任命し、公判の日時並に場所を定め、當該可罰行爲が死刑を法定せら

るゝものなるときは常に、他の場合には其の適切と認めらるゝとき、被告人に辯護人一人を選任す。被告人辯護人を選定したる場合に於て、此の辯護人認許せらるゝときは、官選辯護人の選任を取消す。

(二) 公判は公訴の指令後遅滞なく行ふべし。公判の準備は必要ある場合には直接強制を施用して公訴代表官之を爲す。軍法権者は三週間以下の拘留を以て其の指令に對する違反を罰することを得。

(三) 被告人、證人及鑑定人の出頭に付ては第三十五條を準用す。

(四) 證人又は鑑定人の公判に於ける出頭に重大なる事由の障礙を存するときは、軍法権者に於て裁判長 (Verhandlungsleiter)、他の法務官、判事たるの資格を有する將校、檢察官 (Beamte der Reichskriegsanwaltschaft)、豫審將校又は區裁判所判事をして訊問を爲さしむることを得。

第五十條 被告人の申立

(一) 被告人公判期日前に證人若は鑑定人の公判への出頭若は呼出又は他の證據方法の公判への取寄を請求するには、證すべき事實を開示し書面により又は官吏若は勤務所の調書を以て軍法権者に申立を爲すことを要す。

(二) 被告人の申立にして理由あるときは之を容るべし。軍法権者の指令は被告人に通知す。

第五十一條 辯護人

公判前に於ては軍法権者、公判に於ては判決軍法會議は

- (1) 國の安寧の脅威さるゝ虞なく、且
- (2) 當人現場に在り又は遲滞なく之を招致することを得べきときは、如何なる者をも辯護人として認許し又は選任することを得。

C 公判

第五十二條 公判

(一) 被告人の有罪無罪に付ては口頭主義に依る公判 (mündliche Hauptverhandlung) に於て判決を以て裁判す。

(二) 軍法會議は人柄の如何を問はず (ohne Ansehen der Person) 法令に従つて (nach Recht und Gesetz) 裁判す。

第五十三條 公判への關與

公判は裁判官、公訴代表官及録事の間斷なき立會の下に行ふ。

第五十四條 裁判官としての職務の執行の除斥

左の各號の一に該當する者は裁判官の職務執行より除斥せらる。

- (1) 當該犯罪行為に因り害を被りたる者、
- (2) 現に被告人の夫若は後見人又は被害者の夫若は後見人たる者又はたりし者、

(3) 被告人又は被害者と直系に於て親族若は姻族たり又は養子縁組により結合せらるる者、傍系に於て三親等以内の親族たり又は二親等以内の姻族たる者、姻族關係の根據たる婚姻解消後に於ても亦同じ。

(4) 豫審官として、公訴代表官として、又は辯護人として行動したる者又は上官として犯行の報告を提出したる者、

(5) 本案に於て證人又は鑑定人として訊問せられたる者。

第五十五條 偏頗の懸念に因る忌避

(一) 裁判官の公平に對する不信任を是認せしむるに適する事由存するときは、被告人は偏頗の懸念に因り裁判官を忌避することを得。忌避の原由は疏明することを要し、且つ公訴指令の朗讀せらるるまでに提出するを要す。

(二) 忌避の申立は裁判長之を裁判す。裁判長自身忌避せられたるときは將校の階級に屬する高級陪席員之を裁判す。此の兩者共に忌避せられたるときは軍法權者裁判す。

(三) 左の各號の一に該當する場合にあつては軍法權者に進達することを要せず

(1) 申立が適時に提出せられざるとき、又は、

(2) 忌避の原由主張せられざるとき又は疏明せられざるとき、又は、

(3) 申立が明白に手續の爲に用ひらるるとき。

之等の場合に於ては裁判長は申立を不適法として却下す。

第五十六條 裁判官の宣誓

(一) 事件の呼上のありたる後裁判長は公判に參與せしめられたる裁判官の氏名を讀上げ、陪席員をして宣誓せしむ。裁判長は陪席員に向ひ

「貴下は全智全能の神かけて忠實に裁判官としての義務を果し、良知良心に従つて表決を爲すべきを宣誓するものなり」

と述べ、之に對して陪席員は右手を舉げ

「神も照覽あれ、余はそれを誓ふ」

と宣誓す。裁判長が將校なるときは、宣誓文を適當に變更し自ら宣誓を爲す。

(二) 同一陪席員の參與する數個の公判あるときは、後の公判に於ける裁判長は前の公判に於て爲されたる宣誓を援用するを以て足る。

第五十七條 法廷警察

秩序違反の行爲を爲したる者又は裁判長の命に従はざる者は、裁判長に於て法廷より退去せしむることを得。其の外國軍所屬者は軍法權者に於て軍刑法上の拘禁を以て、其の他の者は裁判長に於て六週間以下の拘留を以て處罰することを得。

第五十八條 公行の停止

(一) 裁判長は重大なる事由あるときは公行を停止し、在廷者に對し手續上知悉したる事實に付黙秘を義務たらしむることを得。公行の停止は之を調書に録取すべし。

(二) 前項に依り課せられたる義務に違反したる者は、六ヶ月以下の輕懲役、罰金又は拘留に處す。軍人に對しては六ヶ月以下の自由刑を科す。

第五十九條 被告人の意見の聴取

(一) 被告人には野戦軍法會議の面前に於て公訴に對し自ら辯護する機會を與ふべし。被告人居所不明なるか又は免責事由なくして缺席し且即時に之を強制引致すること能はざるときは、被告人裁判上の審問回避の意圖ありと認むべき理由ある嫌疑存する限り、被告人の出頭なきも尙審問を行ふことを得。

(二) 被告人の申立ありたる時は、軍法權者は公判に出頭する被告人の義務を免除することを得。

第六十條 證據調

(一) 軍法會議は眞實を究明するに必要な一切の處置を職權を以て爲すことを要す。

(二) 證據調の種類、形式及範圍竝に證人、鑑定人及通事の宣誓に付ては軍法會議其の本分に從ふ裁量に依り之を裁判す。可能なる限りは證人は口頭を以て訊問し、證據は直接に取調ふべし。

(三) 第二十三條乃至第三十二條を準用す。

第六十一條 最終の陳述

證據調終りたるときは公訴代表官、辯護人及被告人は各自の論告竝に申立に關し發言の機會を與へらる。被告人は常に最終發言の權を有す。被告人獨逸語に通曉せざるとき又は瘖啞者なるときは、少くとも最終陳述中の公訴代表官の論告竝に辯護人の申立は適當なる方法に於て被告人に告知すべし。

第六十二條 評議竝に表決

軍法會議の評議竝に表決は秘密とす。評議竝に表決には裁判官に非ざれば立會ふことを得ず。評議及表決に立會ひたる裁判官は評議及表決の經過に付黙秘することを要す。裁判長は評議及表決を指揮す。表決は多數決とす。

第六十三條 判決

(一) 公判は本條第五項の場合を除き判決を以て結了す。判決は無罪判決、有罪判決、保安及矯正處分の命令又は手續の中止の何れか一とす。

(二) 犯行訴追すべからざるときは手續を中止す。

(三) 犯人の責任輕微にして犯行の結果瑣細なるときは、其の職權濫用罪（軍刑法第一百四條乃至第二百二十五條）にあらざる限り、野戦軍法會議は公訴代表官の承諾を得判決を以て手續を中止することを得。軍法權者は確認の上第四十七條第二項に準じて處置することを得。

(四) 被告人無罪として釋放せられ、且自己の責に歸すべき事由によらずして勾留若は其の他の監禁を受けたるときは、軍法會議は同時に特別の決定を以て國庫より被告人に補償を支拂ふべき旨を定む。補償の額は判決を爲したる軍法會議を隸下軍法會議とする國軍一部の指揮官に於て之を定む。國軍法會議の場合には國軍總司令官に於て之を定む。

(五) 軍法會議に於て被告人軍法會議裁判權に服せずと認めたる時は、決定を以て管轄違を言渡す。

第六十四條 通算

被告人勾留せられたるとき其の他犯行に因り拘禁を受けたるときは、此の勾留又は拘禁の全部又は一部を刑期に通算することを得。此の場合に於ては刑期は判決主文中に於て時期 (Zeitabschnitte) に從ひ精確に之を定むることを必要とす。

第六十五條 判決理由

(一) 有罪判決は其の理由中に於て、可罰行爲の法定標識を明かにする認定事實を確定的に表示し、適用法律を開示することを要す。其の外判決は、認定事實の證明ありたる理由を説明するを要す。

(二) 軍法會議法律上刑を加重減輕若は阻却すべき事情を認めたる時、又は公判に於ける主張に反しかゝる事情を否認したるときは、判決理由は此の點に付判示することを要す。

(三) 刑の量定事由は詳細に説明すべし。

(四) 更に判決理由は保安處分の命じたる理由又は公判に於ける請求に反し保安處分を命ぜざりし理由をも判示することを要す。被告人責任無能力者として無罪判決を受け又は限定責任能力者として有罪判決を受けたるに拘らず保安處分命ぜられざる時は、判決理由は其の理由を判示すべし。無罪判決は如何なる事實上又は法律上の理由に因り被告人に無罪を言渡したるやを明かにすることを要す。公判の結果被告人無罪なること又は被告人に對し理由ある嫌疑存在せざること明白となりたる時は此の旨を宣言すべし。

第六十六條 判決の言渡

(一) 裁判長は公判の終りに判決主文を朗讀し判決理由を開示することにより判決を言渡す。裁判長は重大なる理由あるときは判決言渡の際に廷せざることを辯護人及被告人に許可することを得。

(二) 判決は直ちに理由書と共に記録に編綴すべし。裁判長の署名を以て足る。

(三) 被告人不在中に判決言渡されるときは、爾後之を被告人に告知すべし。

第六十七條 公判調書

(一) 公判に付ては公判調書を作成し、裁判長及録事之に署名することを要す。

(二) 公判調書には左の諸件を記載するを要す。

(1) 公判の場所及日時、

- (2) 裁判官、公訴代表官、録事及通事の立會ありたるときは其の氏名、
 - (3) 罪となる行爲に相當する公訴の表示、
 - (4) 被告人竝に其の辯護人の氏名、
 - (5) 訊問せられたる證人及び鑑定人の氏名竝に其の宣誓に關する事項、
 - (6) 公判は公行せられたりや、又は如何なる理由に基き公行を停止せられたりやの開示、
 - (7) 申立、裁判、特に判決主文竝に證言、鑑定竝に其の他の證據調の内容の要領、
- 第六十八條 保安手續

(一) 療養院又は看護院への收容(刑法第四十二條b)は獨立の手續に於ても之を言渡すことを得。

(二) 保安手續には刑事訴訟手續に關する規定を準用す。

D 國軍法會議に於ける手續

第六十九條 通則

國軍法會議に於ける手續には、別段の定めなき限り、第三章の規定を準用す。

第七十條 國軍法會議檢察官長の任務竝に權限

國軍法會議檢察官長 (Oberreichskriegsanwalt) は捜査手續を指揮し、公訴を代表す。手續に於ては豫審官の地位竝に權利を有す。

第七十一條 手續の例外

(一) 左の規定は之を適用せず。

- (1) 第十七條(捜査手續の指令)、
- (2) 第四十九條第一項(公判の準備)、
- (一) 第四十九條第四項及第五十條(被告人の申立)の場合に於ては、軍法權者に代ふるに部長(Senatspräsident)を以てす。
- (三) 國軍法會議は事件野戰軍法會議の管轄に屬することに基き管轄違を宣言することを得ず。

第七十二條 辯護

國軍法會議に於ける手續には辯護を必要とす。被告人辯護人を選任せざりしときは、公判前に於ては、軍法權者、公判に於ては部長職權を以て被告人の爲辯護人を選任す。

E 俘虜に對する手續

(一九三四年二月二十一日の批准に係る一九二九年七月二十七日の俘虜の取扱に關する協約——國法律公報II二二七頁——に基く)

第七十三條 捜査手續

(一) 俘虜に對する刑事訴訟手續開始に際しては成るべく速かに、且つ如何なる場合に於ても公判の爲定められたる時期以前に保護部隊 (Schutzmacht) 代表者に通知するを要す。

- (二) 此の通知は左の事項を記載することを要す。
- (1) 俘虜の身分及服務上の階級、
 - (2) 居所又は拘留の場所、
 - (3) 適用法律規定を附したる公訴事由の説明、
- (三) 此の通知中に於て、判決軍法會議公判開始の時期及公判の場所を通知すること能はざるときは、之等の事項は後に、特に成るべく敏速に、且つ常に少くとも公判の三週間前に保護部隊代表者に通知することを要す。

第七十四條 辯護

- (一) 俘虜は自己の選任したる適當なる辯護人の附添を求むる權利を有し、其の可能なる場合に於ては確實なる通事の立會を求むる權利を有す。公判前適時に俘虜に其の權利を通知すべし。
- (二) 俘虜辯護人を選任せざるときは、保護部隊は俘虜の爲辯護人を選任することを得。其の請求ありたるときは辯護を引受くるに適當する者の名簿を保護部隊に傳達すべし。
- (三) 保護部隊代表者は公判に立會ふ權利を有す。國家の安寧に關する事由に因り公判を秘密にすることを要する場合に限り此の原則より除外せらる。保護部隊には此の點に付豫め通知を爲すべし。

第七十五條 判決

- (一) 俘虜に對し言渡したる判決は直ちに保護部隊に通知すべし。
- (二) 俘虜に對し死刑の言渡ありたるときは、成るべく速に犯行の種類並に事情を詳細記載せる通知を、當該俘虜所屬國に傳達せしむる爲保護部隊代表者に宛て發送すべし。
- (三) 判決は此の通知の後三ヶ月以上の期間満了前には執行することを得ず。

F 審査手續、取消並に確認

第七十六條 裁判の取消不能

戰時手續の裁判に對しては上訴を以て不服を申立つることを得ず。

第七十七條 判決の審査

- (一) 判決は審査 (Nachprüfung) を受く。審査の結果は判決の確認 (Bestätigung) 又は取消 (Aufhebung) とす。

- (二) 確認は判決をして確定力と執行力とを有するに至らしむ。

第七十八條 被告人の意見の聴取

確認前軍法權者は法務官一人又は將校一人を通じ書面を以て、被告人は判決に對し異議を述べよ、如何なる異議を述べよに付意見を聴くことを要す。被告人之に付既に別途に十分意見を表明したるときは、書面を以てする意見の聴取を爲さざることを得。

第七十九條 野戰軍法會議の手續に於ける確認權及取消權

- (一) 左の各號の一に該當する場合には確認權及取消權を總統兼國宰相に留保す。
- (1) 將校又は國軍所屬の官吏にして將校相當の階級に在る者が死刑を言渡さるゝとき、
- (2) 總統兼國宰相が一般的に若は具體的の場合に留保を言明するとき。
- (二) 前項以外の場合に於ては確認權及取消權を國軍一部の高級指揮官に委任す。國軍一部の高級指揮官は更に之を

確認の權利は軍法權者に至る迄、

取消の權利は固有の裁判權を有する指揮官の下隸する指揮官に至る迄、竝に兵站監 (General-Quartiermeister) に、

委任することを得。公訴指令の客體又は判決の客體が將校による職權濫用の重罪又は輕罪 (軍刑法第百十四條乃至第百二十五條) なりしときは、取消權を有する指揮官に非ざれば判決を確認することを得ず。

(三) 本條第一項及第二項に依る確認竝に取消の全權を國軍一部の高級指揮官より左の各號の一に該當する者に委任することを得。

- (1) 遠隔の獨立戰場に在る比較的大なる部隊の指揮官、
- (2) 上官との間に秩序的なる書面上の交通杜絶せる期間に付、要塞又は其の他の築城地 (befestigter Ort) 又は築城地域 (befestigtes Gebiet) の指揮官、

(3) 長期に互る出動の故を以て軍法權者として定められたる軍艦の艦長又は艦隊の司令官にして、隸下の軍艦又は補助艦が本國以外の水域に派遣せられある者。

(四) 此の指揮官は必要の場合には意見書 (Mitachten) (第八十三條) なきも尙裁判を爲すことを得。

第八十條 國軍法會議の手續に於ける確認及取消の權利

國軍法會議の判決の確認及取消の權利を行使する者左の如し。

- (1) 左の各號の一に該當する場合にあつては總統兼國宰相、
- (a) 將校、又は將校相當階級の國軍所屬官吏死刑を言渡さるゝとき、
- (b) 將校、又は國軍所屬の官吏にして將官相當階級の者に對し重罪又は輕罪に基く公訴の指令せられたりしとき、
- (c) 一般的に又は具體的の場合に於て總統兼國宰相の留保したるとき、
- (2) 其の他の場合に於ては國軍法會議の長官、

第八十一條 減輕權

(一) 確認の權利ある指揮官は其の本分に從ふ裁量上重大なる事由ある場合には、即時に其の執行を命ぜんとする判決を確認と同時に減輕することを得。減輕の事由は記録を以て明白にすべし。

(二) 減輕權については左の原則を適用す。

死刑及重懲役刑は減輕することを得ず、

其の他の刑にあつては當該種類の最も輕き場合に付言渡し得べかりし刑迄減輕することを
得。

第八十二條 被告人數名なる場合に於ける管轄

一個の判決數名の被告人に關するときは、其の中の一人のみ第七十九條第一項又は第八十條第一號
に依る留保に屬する場合にあつても、其の全員に關する確認及取消を總統兼國宰相に留保す。

第八十三條 判決に對する意見具申

(一) 總統兼國宰相確認を留保したる判決は國軍總司令官法務官一人の意見書を附し總統兼國宰相
に提出す。

(二) 前項以外の判決は死刑又は一年以上の自由刑の言渡さるゝとき又は野戰軍法會議に於て判事
の資格を有する裁判長裁判に參與せざりしときは、法務官の意見書のみを基き、又は法務官の存在
せざるときは判事の資格を有する官吏又は將校の意見書のみを基き確認することを得。

(三) 前二項以外の判決に付ては指揮官野戰軍法會議の裁判を懸念すべきものと認めたる場合に限
り判決に對する意見具申を命ず。

(四) 意見書は判決の確認を提案するものなりや又は其の全部若は一部の取消を提案するものなり
やを明白ならしむることを要す。

(五) 國軍總司令部又は國軍一部の司令部の法務部官吏にして判事の資格を有する者は本條の規定

に所謂法務官と看做す。

第八十四條 特定人に對する意見具申の禁止

官吏又は將校にして裁判官、公訴代表官又は辯護人として公判に參與したる者は意見具申を爲すべ
からず。

第八十五條 審問の補完

確認權限を有する指揮官は審問の補完を命ずることを得。

第八十六條 手續法の規定違反の場合に於ける確認の禁止

第一條第二項第一號乃至第三號の規定の何れかが遵守せられざるときは、其の判決は確認すること
を得ず。

第八十七條 確認に關する裁判

(一) 確認の權利のみ有し取消の權利は有せざる指揮官は、同一被告人に付ては全體としてのみ、
數名の被告人に付ては其の中の或る者のみに付ても確認することを得。

(二) 確認の指令 (Bestätigungsverfügung) は、

「余は此の判決を確認す」

と云ふに在り、有罪判決の場合には

「執行は戰爭狀態終了まで猶豫す」又は

「判決は執行すべし」を追加す。

(三) 其の権を有する指揮官の部分的確認の場合に於ては、如何なる範圍に於て確認を命ずるやを精確に表示するを要す。例へば

「余は罪責判断 (Schuldanspruch) の點に於て此の判決を確認す」と云ふが如し。

(四) 指揮官減輕權を行使するときは、確認命令は左の如し。

「余は此の判決を……迄減輕したる上にて確認す」。

第八十八條 確認の記入と告知

確認は判決上に記入し之を被告人に告知す。

第八十九條 取消に關する裁判

(一) 意見書(第八十三條)判決の適法性に對し、又は事實の確定若は刑の量定に對し、重大なる懸念を表示したるときは、

(1) 確認権のみを有する指揮官、

(2) 取消権をも有する指揮官にして自己隸下の軍法會議判決を取消すを欲せざる者は上級指揮官の裁決を求むるを要す。

(二) 上級指揮官は自己隸下の法務官の意見を徴したる上自己の裁量に従ひ判決を確認又は取消すべきを裁決す。第一條第二項第一號乃至第三號の規定の何れかが遵守せられざるときは、判決は取消すことを要す。

(三) 確認権を有する指揮官、意見書に反し意見書の請求する確認を與へざるときも、亦同様に處置すべし。此の拒絶には書面を以て理由を附すべし。

(四) 取消権を有する指揮官は判決の一部を取消すことを得。例へば數名の被告人中の或る者の罪責判断若は刑の言渡又は特定犯罪に基く刑の言渡を取消すが如し。

(五) 取消の形式に付ては第八十七條を準用す。

第九十條 判決取消の際に於ける手續

(一) 判決取消さるときは管轄軍法權者は新なる判決軍法會議を編成す。取消を命じたる指揮官は他の軍法權者に新なる判決軍法會議の編成を委任することを得。前公判に參與したる者は裁判官として公判に參與せしむることを得ず。

(二) 取消を爲す指揮官は第十九條第一項の條件の下に左の各號の一に該當する事項をも命ずることを得。

(1) 交戦地域内に在る被告人を刑事訴訟手續遂行の爲

(a) 後方軍管區の軍法權者に附託すること、

(b) 補充部隊に轉屬せしむること、

海軍部隊の場合に於ては附託又は轉屬に代ふるに艦上より陸上への派遣を以てす。

(2) 刑事訴訟手續を戦時状態終了後まで猶豫し、其の遂行を通常手續に留保すること。

第四章 確定判決を以て完結したる手續の再審

第九十一條 新しき事實又は證據方法に因る再審

(一) 判決又は處罰處分により確定的に完結したる手續は一般的に又は前證據と關聯し左の各號の一に該當する結果を招來するに適する新しき事實又は證據方法の提出せられたるときは、之を再審す。

(1) 有罪宣告を受けし者に對し無罪の言渡若は著しく輕き處罰又は有罪判決に代へ手續の中止、

(2) 無罪判決を受けたる者の處罰、著しく重き處罰又は手續の中止に代へ有罪判決、

(3) 保安處分に關し著しく異なる裁判。

(二) 被告人は前手續に於て自己の責に歸すべき事由によらずして主張し得ざりし新しき事實又は證據方法のみを援用することを得。

第九十二條 法律違反に基く再審

適用ありたる刑罰法規に依れば全然言渡し得ざる刑若は保安處分を軍法會議が言渡したる時、又は第八十六條に依り確認し得べからざりし判決の確認せられたるときも亦再審を行ふ。

第九十三條 職務上の義務違反に基く再審

最後に、手續は判決に參與せる裁判官本案に於て、裁判上處罰せらるべき方法により其の職務上の義務に違反したるときも再審せらる。

第九十四條 刑の執行、死亡、及軍法會議の裁判權の終熄後に於ける再審

再審の請求は、刑の執行、有罪判決を受けし者の死亡、又は之に對する軍法會議裁判權の根據となる事情の終熄の何れに因つても阻却せらるゝことなし。

第九十五條 再審事由としての罪となる行爲

再審の請求は、犯罪行爲ありたることを理由とするときは、之に付有罪の確定判決あるとき、又は證據不十分以外の事由に因り刑事訴訟手續を開始若は遂行すること能はざりしときにあらざれば、之を爲すことを得ず。

第九十六條 管轄

(一) 再審の請求は請求の當時有罪判決を受けたる者に付裁判權を有する軍法權者に對し爲すべし。國軍一部の高級指揮官は特定の軍法會議に裁判を委任するの權限を與へらる。國軍法會議の管轄に屬する事件に於ては請求は其の長官に向つて爲すべし。

(二) 有罪判決を受けたる者軍法會議の裁判權に服せざるに至りたる時は、其の者の從來の國軍一部の高級指揮官管轄軍法權者を定む。

第九十七條 請求權者

- (一) 再審請求の權利を有する者は軍法權者有罪判決を受けたる者又は其の明示的委任を受けたる辯護人とす。軍法權者存在せざるに至りたるときは國軍一部の高級指揮官は管轄軍法權者を定む。
- (二) 有罪判決を受けたる者死亡し、失踪し又は精神病者となりたるときは、其の配偶者、尊屬及卑屬たる親族、かゝる親族存在せざるときは傍系に於て二親等以内の親族、失踪者又は精神病者の場合には其の法定代理人も亦請求の權利を有す。
- (三) 不服を申立てられたる裁判は常に被告人の利益に於ても、また其の不利益に於ても之を變更することを得。

第九十八條 請求の内容及び形式

- (一) 請求は有罪判決を受けたる者又は其の親族 (Angehöriger) は辯護人又は辯護士の署名したる書面を以てのみ若は法務官、檢察官、録事又は豫審將校の調書に意思表示を爲すことによりてのみ之を爲すことを得。
- (二) 軍法權者は法務官一人の連署したる書面を以て請求を爲す。
- (三) 請求には再審の法律上の事由竝に證據方法を開示することを要す。

第九十九條 野戰軍法會議の裁判

- (一) 軍法權者は遲滯なく野戰軍法會議を編成す。軍法會議は公訴代表官の意見を聽きたる後口頭

審問を経ることなく決定を以て請求の許否に付裁判す。請求を却下する場合には決定に理由を附すべし。

- (二) 請求認許せらるるときは、野戰軍法會議は被告人竝に、辯護人を必要とするときは辯護人も亦現地に在る限り即座に公判に入ることを得。然らざる場合には直ちに更めて野戰軍法會議を編成すべし。更新したる公判に於ては前裁判を維持又は取消すべく、之を取消すときは本案に於て別様の判決を爲すべし。
- (三) 有罪判決を受けたる者死亡し、失踪し又は不治の精神病に罹りたるときは公判を行はず。野戰軍法會議は口頭審問を経ることなくして其の必要と認めたる證據を適當なる形式に於て取調べ、前判決を取消し無罪を言渡すか、又は再審請求を却下するを要す。保安及矯正の處分のみ言渡されたる場合に於ては、無罪判決を爲さずして前判決を取消すのみに止むべし。

第一百條 國軍法會議の裁判

- (一) 國軍法會議は公訴代表官の意見を聽きたる後口頭審問を経ることなく決定を以て請求の許否に付裁判す。請求を却下する場合には決定に理由を附すべし。
- (二) 請求認許せらるるときは、被告人及辯護人竝に必要なる證據方法現地に在る限り、部は直ちに公判に入ることを得。然らざる場合には國軍法會議の長官は公判の場所竝に日時を定む。公判に於ては前の判決を維持又は取消すべく、之を取消すときは本案に於て別様の判決を爲すべし。

(三) 第九十九條第三項を準用す。

第五章 刑の執行

第一百一條 刑の執行の基礎

- (一) 判決は確認指令 (Bestätigungsvorfügung) の内容に従ひ執行すべし。執行力の證明書 (Vollstreckbarkeitsbescheinigung) を要せず。
- (二) 刑を言渡す判決の解釋、言渡されたる刑期の計算、刑の執行 (Strafvollstreckung) 又は行刑 (Strafvollzug) の適否に關する疑義は執行を爲す軍法權者之を裁定す。
- (三) 刑は録事の付與したる、判決主文竝に確認指令の認證謄本に依り執行す。
- (四) 管轄權なき軍法權者又は指揮官判決を確認したること認めらるるときは、判決は先づ主管の確認權ある指揮官に提出すべし。

第一百二條 刑の執行の指令

刑の執行は其の既に第八十七條第二項に依り指令せられたるにあらざる限りは、受刑者につき現在裁判權を有する軍法權者が指令す。軍法權者は重大なる事由あるときは地方裁判所の檢事正 (Oberstaatsanwalt) にも刑の執行又は行刑の擔任を囑託することを得。死刑の執行に付ても亦同じ。檢事正の裁決に對する異議又は執行官廳としての檢事正のその他の處分に對する異議に付ては控訴院檢事長 (Generalstaatsanwalt) 裁決するものとし、第一百一條第二項の效力を妨ぐることなし。

第一百三條 死刑の執行

- (一) 死刑は銃殺 (Erschiessen) により執行し、婦女の場合にあつては原則として斬首 (Entlaupfung) により執行す。
- (二) 精神病者又は妊婦には死刑の判決を執行することを得ず。
- (三) 軍法權者は銃殺により執行せらるべき死刑——俘虜に付ての特別の規定を留保す (第七十五條第三項) ——は判決の確認後遲滞なく執行せしむることを要す。場所竝に日時は之に參與することを必要とする官憲にのみ通知す。
- (四) 行刑の爲には一小隊以上の部隊を派遣す。更にそれ以上の部隊を關與せしむべきや否やは裁判司令に於て之を定む。
- (五) 將校一人、爲し得べくんば佐官たる將校手續を指揮す。此の將校は如何にして受刑者を刑場に引致すべきや、受刑者は繫縛すべきや否や及豫め眼隠しを施すべきや否やを定む。將校はまた其の可能なる場合には受刑者の宗派に屬する僧侶一人を附添はしむるやう配慮す。刑場に於ては部隊が「擔へ銃」の状態にて停止せる間に法務官一人又は將校一人が受刑者に判決主文竝に確認の指令を読み聞かすものとし、必要の場合には通事を介して之を爲す。
- (六) 僧侶慰藉の言葉を掛くる最後の機會を有したる後、二列横隊にて受刑者より五歩の間隔を隔て、整列せしめらるべき兵十人が號令又は合圖に由りて判決を執行す。衛生部將校一人が死亡を確

認す。法務官又は其の代理官は死刑執行の經過に關して調書を作成す。

(七) 其の可能なる限りは受刑者の親屬には遲滞なく執行を通知す。其の請求ありたるときは埋葬の爲死體を親屬に引渡すことを得。

(八) 軍艦上に於ては艦長又は艦長の指定する將校手續を指揮す。此の場合に於ては艦長又は艦長の指定する將校は事情の許す限り陸上に於ける死刑の執行に關する前掲の規定を遵守す。死體は直ちに海中に沈下すべし。

第四百四條 自由刑の場合に於ける行刑の猶豫

(一) 國軍所屬者竝に兵役義務年齢に於ける獨逸國民たる一般人に對する自由刑の執行は戰時狀態の終了後まで猶豫す。

(二) 然れども軍法權者は重大なる原由ありて刑の即時の服役を必要とするときは、何時たりとも即時の刑の執行を命ずることを得。

第四百五條 特別部隊及び屯營部隊

(一) 軍法權者は保安又は教育の理由に因り必要と認めらるゝ間は行刑猶豫の期間中刑の言渡を受けし者を特別部隊 (Sonderabteilung) 又は屯營部隊 (Lagerverband) に監置すべき旨を指令することを得。

(二) 左の區別に従つて附託を爲すべし。

(1) 國軍所屬者にして一ヶ月以上の輕懲役刑を言渡されたる者は特別部隊に附託す。

(2) 兵役義務年齢に在る獨逸國民たる一般人は屯營部隊に附託す。

(三) 特別部隊と屯營部隊は必要に應じて編成す。其の建制竝に戰爭目的に資する爲の使用に付ての細目の指令は國軍一部の高級指揮官に於て之を發す。

第四百六條 刑期への通算

刑の言渡を受けたる者其の特別部隊又は屯營部隊への所屬中特に著しき武勇を證明し又は其の他の方法により卓越したる成績を擧げ又は儕輩を抜く行狀を爲したるときは、高級指揮官は監置期間の全部又は一部を服役せしめらるべき自由刑に通算すべき旨指令することを得。

第四百七條 刑期の計算

(一) 刑の言渡を受けし者には之を刑務所に收容するに當り算定せられたる刑期を告知すべし。一日は二十四時間、一週間は七日、月及年は曆に従ひ計算す。

(二) 刑期は原則として刑務所に收容の時より計算す。此の刑期の始期竝に算定されたる終期は刑務所長に於て收容通知と同時に之を軍法權者に通知す。法務官は宣告刑の正確なる計算に付其の責に任ず。

(三) 刑の言渡を受けたる者逮捕若は監置中なるときは刑期は判決確定の日より計算す。然れども指揮官は確認を爲すに當り判決言渡後服役したる監置を如何なる程度まで刑期に通算すべきやを定

む。
 (四) 刑の言渡を受けたる者判決確定後初めて逮捕せられたるときは、刑期は逮捕の日より計算す。

第百八條 各種の刑と未決勾留の競合

- (一) 宣告刑に服役する者更に以前の自由刑に服役することを要するか、又は新なる自由刑を科せられ若は新なる手續に於て未決勾留を受けたるときは、以下記す所の如く處置すべし。
- (1) 刑同種なるか又は輕懲役、禁錮若は拘留の競合なるときは、行刑指令の順序に依る。
 - (2) 未決勾留は軍法権者特殊事由に基き指令したる場合に非ざれば行刑を中斷せず。
 - (3) 懲戒罰は宣告刑に通算することを得ず。軍刑法上の拘禁刑 (Arreststrafe) は其の相當なる場合に宣告刑を猶豫し先づ之を執行すべし。軍法権者に對し刑の執行を通知するを要す。
 - (二) 未決勾留中は勾留狀を發したる軍法権者の認許を得て宣告刑たる自由刑又は懲戒罰上の自由刑を執行することを得。此の場合には軍法権者に此の刑の執行を通知するを要す。
 - (三) 疾病に罹りたる囚人 (Strafgefängene) 刑務所より隔離せられある病監に收容せられたるときは、軍法権者執行を中斷せざる限り病監に收容中の期間は刑期に通算することを要す。但し、囚人行刑中斷の結果を來さんが爲自ら疾病を招來し若は之を長引かしたる場合は此の限に在らず。
 - (四) 軍刑務所に收容せらるべき者は裁判上の刑の場合には收容證 (Einstellschein) を具して所長

に附託すべく收容證には爲し得る限り精確なる人相書 (Personenbeschreibung) と執行せらるべき刑の刑種、刑期並に刑の原因、裁判所の表示、判決並に確認指令の日附並に刑期終期を記載すべし。

第百九條 命令の執行 (Befehlsvollzug)

- (一) 自由刑は國軍所屬者には刑の言渡を受けたる刑期中服務外に於て
- (1) 個人的自由の制限に服すること。
 - (2) 特別の服務の爲に參與せしめらるること。
- の方法に於ても執行することを得。

(二) 繫縛に由る自由刑の執行は之を許さず。

(三) 刑期の計算に付ては第百七條を準用す。

第百十條 罰金刑、財産刑及懲罰償金の徴收

- (一) 罰金及財産刑は軍事行政官廳 (militärische Verwaltungsbehörde) が行政上の強制手續 (Verwaltungszwangverfahren) に於て徴收す。
- (二) 懲罰償金は民事訴訟に於ける判決の執行に關する規定に従ひ徴收す。
- (三) 軍法権者は刑の言渡を受けたる者に罰金支拂の期間を許與し又は分額納付を許すことを得。軍法権者は何時たりとも此の許可を取消し又は變更することを得。
- (四) 言渡ありたる罰金を徴收すること能はず且換科自由刑 (Ersatzfreiheitsstrafe) の確定行はれず。

りしときは軍法権者は之を相當の自由刑に代換することを要す。

第百十一條 爾後に於ける併合刑の形成

(一) 或る者數個の確定判決を以て刑を言渡されたる場合に於て併合刑の審定 (Zuerkennung) に關する規定 (刑法第七十九條、軍刑法第五十四條) 看過せられしときは、言渡されたる刑を併合刑に減縮すべし。

(二) 前項の裁判は受刑者に付現在裁判權を有する軍法権者の權限に屬す。

第六章 恩赦權

第百十二條 恩赦權の内容

恩赦權は左の權限を包括す。

- (1) 處罰を赦免するの權、換言すれば刑を言渡されたる後、
 - (a) 言渡ありたる主刑の全部若は一部を免除し、換刑し、猶豫し又は中斷すること、
 - (b) 附加刑を取消し又は減輕すること、
 - (c) 科刑判決により言渡され又は科刑判決の結果として法律上當然生ずる附帶的結果の全部又は一部を廢止すること、
 - (d) 判決中に於て命ぜられ又は科刑判決の結果法律上當然に生じたる保安處分を取消し又は減輕すること、

(e) 秩序罰を取消し又は之を減輕すること、

(2) 不起訴處分とすること、換言すれば事案の確定裁判に先だち刑事訴追を見合はすべきことを指令すること。

第百十三條 恩赦の効果

(一) 恩赦はそれ自體の定めたる範圍内に於て將來に於てのみ刑の言渡を受けし者に對する爾後の法律上の不利益を阻却す。

(二) 既に發生濟の法律的效果を消滅せしめんとするときは、恩赦裁決を以て特に之を定む。

第百十四條 管轄

(一) 恩赦權は總統兼國宰相及國軍一部の高級指揮官之を行使す。

(二) 左の各號の一に該當する恩赦權の行使は總統兼國宰相に留保す。

(1) 左の場合に於ける恩赦權の行使

(a) 總統兼國宰相又は國軍法會議長官に確認權又は取消權の歸屬する場合 (第七十九條第一項、第八十條)、

(b) 將校職權濫用の重罪又は輕罪の廉を以て有罪を言渡されたる場合 (軍刑法第百十四條乃至第百二十五條)、

(c) 總統兼國宰相一般的に若は具體的の場合に留保を宣言したる場合、

(2) 不起訴處分。

(三) 他の一切の場合に於ては國軍一部の高級指揮官恩赦權を行使す。此の指揮官は更に、總統兼國宰相に於て既に却下裁決を爲したる場合又は不起訴處分の請求せらるゝ場合に却下を決するの權限をも有す。

(四) 高級指揮官は確認されたる自由刑二年以下なるとき及刑が罰金刑たるときには獨自の裁判權を有する指揮官を隸下とする指揮官並に兵站監 (Generalquartiermeister) に本條第三項に依る權を委任することを得。然れども既に其の確認に際し判決を減輕したる指揮官は恩赦の申請に却下裁決のみを爲すことを得。其の場合に於ては指揮官は直近上級の指揮官に恩赦の申請を提出するを要す。

(五) 各別の管轄に屬する數個の獨立したる刑恩赦手續の客體たるときは、最も重き刑に付恩赦裁決を爲すの權を有する官之を裁決す。

第百十五條 恩赦權の行使

恩赦權は職權を以て又は申請に由り之を行使す。

第百十六條 恩赦の申請

(一) 恩赦の申請は申請提出の際有罪判決を受けし者に付裁判權を有する軍法權者に提出すべし。軍法權者は恩赦の申請に關して意見を表明するを要す。他の官の意見を表明するを要す他の官の意

見を聞くべきや否やは軍法權者の裁量に一任せらる。申請は記録並に意見と共に主管指揮官に轉達すべく、總統兼國宰相の裁決を求むる爲に提出する場合には國軍一部の指揮官を經由し國軍總司令官に轉達すべし。

(二) 軍法權者恩赦申請に賛し、且つ其の本分に從ふ裁量に依り、期待せらるゝ恩赦證明 (Graden-urweis) に付、刑の即時の執行又は繼續的の執行は此の恩赦の證明の全部又は一部を無意義ならしむるに至るべしと思料する程度の見込のあるときは刑の執行を猶豫すべし。

第七章 費用

第百十七條 (一) 戰時手續の適用を受くる者は戰時手續に付費用を徴收せらるゝことなし。

(二) 辯護士にして職權を以て辯護人に選任せられたる者は各公判期日につき手数料三十ライヒスマルクと旅費の補償を受く。

第三部 附 則

第百十八條 改正の權限

國軍總司令官は本令を解釋し、其の施行細則を設け、之を現行法に順應せしめ、且つ戰爭遂行上必要なる限りは本令を改正加補するの權限を有す。

第百十九條 本令の施行

(一) 本令は總統兼國宰相に於て別段の命令を爲さざる限り全軍動員下令の時より之を施行す。

(二) 其の場合に於ては本令を何時施行し、國軍の何れの部分に之を適用するやは總統に於て之を命令す。

(三) 戰時陸海軍の刑事司法に於ける一八九九年十二月十八日及び一九〇〇年八月二十一日の勅令及外國人に對する非常の戰時法上の手續竝に俘虜に對する刑事裁判權の執行に關する一八九九年十二月二十八日の勅令竝に之等の命令に關し公布せられたる一切の施行細則は之を廢止す。

第二百十條 經過規定

(一) 戰時狀態發生の際軍法會議の裁判權に服する者に對し繫屬中なる刑事事件は、其の現状に於て戰時手續に移す。

(二) 提起せられたる上訴は取下げられたるものと看做す。未だ確定せざる判決は如何なる軍法會議何れの審級に於て言渡されたるを問はず確認の爲主管指揮官に提出することを要す。

(三) 軍法會議竝に通常裁判所の確定的に言渡したる刑の執行は、刑を言渡されたる者に付戰時狀態發生の際又は其の發生の後裁判權を取得せる軍法權者に移行す。軍法權者は第一百一條第二項に依りても裁判す。軍法權者は地方裁判所の檢事正に刑の執行又は行刑を囑託することを得。其の執行官廳としての裁決又は其の他の處分に對する異議に關しては控訴院檢事長之を裁決す。第二項の規定を妨ぐることなし。

(四) 再審を求むる請求は戰時狀態發生前に確定したる軍法會議判決に對し爲さるる場合、竝に被

告人、既に軍法會議裁判權に服せざるに至りたる場合に於ても戰時手續に於て處理す。

(五) 軍法權者は從來通常裁判所又は官廳に繫屬したりし手續を再び之等に引渡すことを得。

第二百十一條 戰時狀態の終了後に於ける手續

(一) 戰時狀態の終了後に於ても既に捜査手續の命ぜられたる刑事事件は、其の通常手續に於てする判決に留保せられざる限り(第二十條、第九十條第二項第二號)、本令の規定に従ひ終局せしむべし。

(二) 一般人に對する自由刑の執行は通常の官廳に移す。

一九三八年八月十七日 ベルリンに於て

總統兼國軍相 アドルフ・ヒットラー

國軍總司令官 カイテル

一九三九年八月二十六日の國法律公報第四百七號

戰時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する命令の第一次施行令

(一九三八年九月十九日)

戰時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する一九三八年八月十七日の命令第二條

第四號。及第一百十八條に基き命令すること左の如し。

第一號 第二條第四號に關して

- (一) 國軍法會議に由る判決を必要とする軍事上の利益は、特に左の場合に存し得るものとす。
 - (1) 數人の者正犯、共犯、庇護者又は其の他の方法に於て戰時刑事訴訟令第二條第四號。に列擧せられたる刑罰法規違反行爲に關與し其の中の一人は普通裁判權に服するに反し、他は軍法會議の裁判權 (militärische Gerichtsbarkeit) に服するもの。
 - (2) 行爲實施に際し執りたる方法又は其の際施用したる手段の特異性又は反覆の危險に因り、國軍官署 (Wehrmachtinstelle) に由る特別の豫防的處置を必要とするとき。
 - (3) 行爲の客體國軍の戰闘準備又は國防上特別の意義を有するとき。
 - (4) 捜査手續及公判に於て究明せらるべき軍事上の事實又は事項國家の安寧を危殆ならしむるを以て手續への參與を國軍所屬員のみに制限すること避くべからざる必要なるとき。
 - (5) 行爲の判斷が特に著しく軍事上の専門知識を必要ならしむるとき。
- (二) 國軍法會議 (Reichskriegsgericht) 長官の裁判に先立ち國軍司令官に意見を表明する機會を與ふべし。

第二號 第三條及第十四條第四項について

軍法權者 (Gerichtsherr) 刑事訴訟手續を國民裁判所に附託せんとするときは、國軍法會議長官を経由し記録を傳達するを要す。

第三號 第十九條及第九十條第二項第一號について

(一) 犯罪戰時刑事訴訟令第二條第三號列擧の者の所犯に係り、且被疑者又は被告人の戰闘地域 (Gefechtsgebiet) より退去により軍事上の利益を害せらるることなきときは、特に前示規定を適用することを得。

(二) 判決軍法會議を後方軍管區 (rückwärtiges Armeegebiet) に編成するとき、又は補充部隊にあつては、軍法權者は戰線に在りしことある裁判官少くとも一名を任命すべし。

第四號 第二十條及第九十條第二項第二號について

- (一) 之等の規定は特に左の場合に之を適用することを得。
 - (1) 歸罪 (Beschuldigung) が同時に破廉耻的情操の非難を包含せず (例へば過失に因る犯罪)、また軍事上の利益を危殆ならしむることなきとき。
 - (2) 犯罪遠き過去の事に屬し、戰時狀態繼續中之を訴追する必要全然存せざるとき。
 - (二) 捜査手續概ね完結したるとき (第二十條) 又は判決取消後別段の取調を必要とせざるとき (第九十條第二項) は、手續を猶豫するの權限を行使すべからず。
 - (三) 戰時狀態の完結迄手續を猶豫するには、書面を以て理由を附すべし。

(四) 被疑者又は被告人に手續の猶豫を知らしめたる時は、其の裁判の取消し得るものなることを指示すべし。

第五號 俘虜に對する裁判上の手續に付て(第七十三條乃至第七十五條)

(俘虜の取扱に關する一九二九年七月二十七日の協約(一九三四年二月二十一日批准)に基く)

一、處罰の不適法

左の各號の一に該當する行爲に基きては俘虜を裁判上處罰することを得ず。

- (1) 逃亡の企圖
- (2) 逃亡の教唆又は幫助
- (3) 理由なき請求及異議
- (4) 同一の行爲に基き既に懲戒罰を執行せられたるとき

二、公訴の見合せ

(一) 俘虜の犯したる行爲訴追せらるべきや否やの問題を判斷するに當りては、極力寛恕を旨とすべし。

(二) 當該の行爲に因り軍紀及秩序を全然危殆ならしむることなく又は之を危殆ならしむること僅少に止まるとき、特に行爲同僚たる俘虜に對し犯され其の結果重要ならざるときは、訴追を爲さざるべし。

ことを得。

三、未決勾留

- (一) 假逮捕 (vorläufige Festnahme) 及未決勾留は最小限度に制限すべし。
- (二) 被告人の受けたる未決勾留は常に其の全部を言渡刑に通算するを要す。公訴代表官は其の公訴に當り確認命令權者 (Bestätigungsbefehlshaber) は其の確認に當り、未決勾留を斟酌することを要す。

四、刑の量定

俘虜逃亡を企て其經過中に犯したる人又は財産に對する重罪又は輕罪の爲訴追せらるゝ場合に於て逃亡の企ては其の反覆せられたる場合に於ても刑の加重要素として斟酌することを得ず。

五、刑の執行

- (一) 俘虜に對しては自由刑は原則として獨逸國の國軍所屬員に對すると同様に執行す。
- (二) 將校及相當官にして自由刑に服役する者は、處罰を受くる下士官兵と同一場所に拘置することを得ず。
- (三) 苟も日光に照射せられざる室房に拘禁することは禁止す。

第六號 恩赦權 (第六章に關して)

一、適用範圍

第六章の規定は戦時刑事訴訟令施行前に國軍官廳（Wehrmachtbehörde）が裁判又は裁判の準備を爲す権限を有したりし刑にも之を適用す。

二、國軍一部の司令官の許に於ける手續

(一) 國軍一部の司令官は國軍總司令官を経由し、理由を附したる意見書と共に總統兼國宰相に於て恩赦權執行を留保したる事件（戦時刑事訴訟令第一百四條第二項）を總統兼國宰相に提出す。

(二) 有罪判決を受けたる者、戦時刑事訴訟令第十六條第一項第一段に依り恩赦申請の提出せらるべき軍法權者（Gerichtsherr）以外の國軍の一部に屬するときは、總統兼國宰相又は國軍一部の司令官自ら裁判を爲す場合に於ては其の者の所屬する國軍一部の司令官の意見を求む。

三、死刑の判決の場合に於ける手續

死刑判決に參與する裁判官は判決の評議と關聯して恩赦の問題に關し書面を以て意見を述べ。此の意見は封緘したる封筒に收め記録と共に保管するを要す。此の封筒は恩赦申請に關し裁判を爲す權限ある官署のみ之を開封することを得。

四、國軍一部の許に於ける恩赦手續

以上に規定したる以外の點に於ては國軍一部の司令官は、自己の命令權の範圍に付恩赦手續を規律す。

第七號 施行

本施行令は戦時刑事訴訟令と同時に施行す。

一九三八年九月十九日 ベルリンにて

國軍總司令官 カイテル

一九三九年八月二十六日の國法律公報第四百十七號

戦時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する命令の施行及加補に關する

第二次命令

(一九三八年九月二十六日)

戦時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する一九三八年八月十七日の命令第二十八條第二項に基き命令すること左の如し。

第一號

(一) 黨の下級指導者（Unterführer）とは附表Aに列擧したる者を謂ふ。

(二) 黨裁判所（Parteigericht）の裁判長、陪席員及豫備陪席員（Hilfsbeisitzer）は黨裁判所の所屬員と看做す。

(三) 勤務所（Dienststelle）の證明書に基き保安勤務の徽章を附したる勤務服を着用する權を有する者、又は保安勤務の規定に従ひ規定せられたる服務宣言に服したる者は保安勤務の所屬員と看做

す。訊問に際し服務宣言を援用したる者果して宣言を爲したるものなりや否やの問題については保安本廳長官 (Chief des Sicherheitshauptamtes) が官廳に照會して報告を爲す。

第二號

民族社會主義獨逸労働黨又は其の支團體の所屬員は、書面又は口頭を以てする命令、議事又は報告にして職務に關し且具體の場合に主管の官署に於て告知に際し秘密 (geheim oder vertraulich) たるものとして表示したるものに付供述を爲さしめんとする場合に於ては、許可を受くるにあらざれば證人又は鑑定人として之を訊問することを得ず。

第三號

供述の許可に關しては附表 B に記載したる官署決定を爲す。

第四號

書面又は口頭を以てする命令、議事又は報告にして職務に關するものを告知するに際し具體の場合に秘密たるものとして表示することを得べき官署は、附表 C の定むる所とす。

第五號

- (一) 許可は證人又は鑑定人既に之を受け居たる場合の外、訊問官署に於て之を求むべし。
- (二) 許可の附與は訊問前證人又は鑑定人に告知すべし。
- (三) 訊問官署は場合により確認の囑託 (Feststellungseruchen) (呼出) を以て證人又は鑑定人に訊

問の事項を通知し、之等の者自身に於て許可を求むべき旨を命ずることを得。

第六號

本施行令は戰時刑事訴訟令と同時に施行す。

一九三八年九月二十六日 ヘルリンにて

國軍總司令官

カイテル

總統代理

エル・ハース

附表 A

黨及其の支團體の下級指導者たる者左の如し。

Reichsleiter, Hauptdienstleiter der Reichsleitung, Hauptamtsleiter der Reichsleitung, Amtsleiter der Reichsleitung, Hauptstellenleiter der Reichsleitung, Stellenleiter der Reichsleitung, Hilfsstellenleiter der Reichsleitung.

Gauleiter, stellvert. Gauleiter, Gauamtsleiter, Gauhauptstellenleiter;

Kreisleiter, Kreisamtsleiter;

Ortsgruppenleiter, Stützpunktleiter;

SA. - Obergruppenführer, SA. - Gruppenführer, SA. - Brigadeführer, SA. - Oberführer, SA. - Standartenführer, SA. - Obersturmbannführer, SA. - Sturmbannführer, SA. - Sturmhaupführer, SA. - Obersturm-

führer, SA. - Sturmführer;
 SS.-Obergruppenführer, SS.-Gruppenführer, SS.-Brigadeführer, SS.-Oberführer, SS.-Standartenführer,
 SS.-Obersturmbannführer, SS.-Sturmbannführer, SS.-Hauptsturmführer, SS.-Obersturmführer,
 SS.-Untersturmführer;
 Korpsführer NSKK., NSKK. - Obergruppenführer, NSKK. - Gruppenführer, NSKK. - Brigadeführer,
 NSKK. - Oberführer, NSKK. - Standartenführer, NSKK. - Oberstaffelführer, NSKK. - Staffelführer,
 NSKK. - Hauptsturmführer, NSKK. - Obersturmführer, NSKK. - Sturmführer;
 HJ.-Stabsführer, HJ.-Obergebietsführer, HJ.-Gebietsführer, HJ.-Hauptbannführer, HJ.-Oberbann-
 führer, HJ.-Bannführer, HJ.-Oberstammführer, HJ.-Stammführer, HJ.-Hauptgefolgschafts-
 führer, HJ.-Obergefolgschaftsführer, HJ.-Gefolgschaftsführer;
 Hauptjungbannführer Jungvolk, Oberjungbannführer Jungvolk, Jungbannführer Jungvolk, Oberjungstamm-
 führer Jungvolk, Jungstammführer Jungvolk, Hauptfähnleinführer Jungvolk, Oberfähnleinführer
 Jungvolk, Fähnleinführer Jungvolk;
 Obergauführerin BDM., Gauführerin BDM., Untergauführerin BDM., Ringführerin BDM. ;
 Untergauführerin JM., Ringführerin JM. ;
 Reichsfrauenführerin, Gaufrauenchaftsleiterin, die einer Kreisfrauenchaftsleiterin mindestens rang-

gleichen Unterführerinnen im Stab, Kreisfrauenchaftsleiterinnen.

《註》 Stabschef der SA., Reichsführer SS. 及び Reichsjugendführer 亦 Reichsleiter である。

附表 B

證言の許可に關し決定を爲す者左の如し。

1. 左記の者については總統代理
 Reichsleiter, Hauptdienstleiter der Reichsleitung, Hauptamtsteiter der Reichsleitung, Amtsleiter der
 Reichsleitung,
 Hauptstellenleiter der Reichsleitung,
 Stellenleiter der Reichsleitung, Hilfsstellenleiter der Reichsleitung,
 Stäbeder Reichsleiter (NS., SS., NSKK., HJ. 亦然る),
 Reichsfrauenführerin mit Stab,
 黨最高裁判所所屬員
 Stab des Stellvertreters des Führers, Gauleiter ;
 2. 左の者については其の勤務所の大管區指導官又は總監
 Politische Leiter vom stellvert. Gauleiter bis einschl. Stützpunktleiter,
 SA., SS., NSKK. - Führer vom Obergruppenführer bis einschl. Sturmführer bzw. Untersturm-

führer (其の(1)の下に属しなす限りは於て)。

H.J. - Führer vom Obergebietführer bis einschl. Unterbannführer (其の(1)の下に属しなす限りは於て)。

Jungvolkführer vom Gebietsjungvolkführer bis einschl. Stammführer Jungvolk,

BDM. - Führerinnen von Obergauführerin bis einschl. Ringführerin, Untergauführerin JM., Ringführerin JM.

Gaufrauenenschaftsleiterin, Kreisfrauenenschaftsleiterin (其の(1)の下に属しなす限りは於て)。

3. 左の者については民族社会主義獨逸労働黨の會計局長 (Reichsschatzmeister)

Angehörige des Stabes des Reichsschatzmeisters,

Reichskassenverwalter der Gliederungen und deren Unterbevollmächtigte oder Mitarbeiter in vermögensrechtlichen Angelegenheiten,

Gauschatzmeister und deren ständige Vertreter im Amt, Gaurevisoren,

Kassenleiter der Kreise, Ortsgruppen und Stützpunkte,

Kassenverwalter der Gliederungen, die im Revisions- oder Rechnungswesen der Partei oder ihrer

Gliederungen tätigen Personen ;

4. 左の者については親衛隊の保安本廳長官 (Chief des Sicherheitshauptamtes der SS.)。

Angehörige des Sicherheitsdienstes des Reichsführers SS. im Stabe des Reichsführers SS.

Angehörige des Sicherheitsdienstes des Reichsführers SS. ;

5. 左の者については親衛隊總長 (Reichsführer SS.)。

Angehörige der SS.-Verfügungsgruppe und der SS.-Totenkopfverbände.

附表 C

書面又は口頭を以てする職務に關する命令、議事又は報告を具體的の場合に告知するに當り秘密たるものとして表示することを得べき官署左の如し。

Reichsleiter, Hauptdienstleiter der Reichsleitung, Hauptamtsteiter der Reichsleitung ;

Gauleiter, stellvertr. Gauleiter ;

Korpsführer NSKK, NSKK. - Obergruppenführer, NSKK. - Gruppenführer ;

SA. - Obergruppenführer, SA. - Gruppenführer ;

SS. - Obergruppenführer, SS. - Gruppenführer ;

H.J. - Stabsführer, H.J. - Gebietführer ;

Reichsrauenführerin,

並に是等の下級指導者の明示的の委任を受けたる者

是等の官署は一九三六年十二月一日の法律の施行以前の時期に由來する職務上の事項にあつても、

祕密たるものとして表示することを得。

一九三九年八月二十六日の國法律公報第四百十七號

戰時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する命令の施行及加補に關する第三次命令

(一九三九年八月十一日)

戰時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する命令第四百十八條に基き命令すること左の如し。

第四百十八條の次に第四百十八條^aとして左の規定を挿入す。

「第四百十八條^a 國軍總司令官の權限

國軍總司令官は其の命令權の範圍につき國軍一部の司令官と同一の權限を有す。」

國軍總司令官 カイテル

一九三九年八月二十六日の國法律公報第四百十七號

戰時及特別の軍事行動の際に於ける特別刑法に關する命令及戰時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する命令の施行に關する命令

(一九三九年八月二十六日)

總統兼國宰相は一九三九年七月五日の布告を以て本職に委任するに戰時並に特別の軍事行動の際に於ける特別刑法に關する一九三八年八月十七日の命令第十一條第二項及戰時並に特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する一九三八年八月十七日の命令第一百十九條第二項に依る權限を行使するの權を以てしたり。之に依り本職は規定すること左の如し。

第一條 一九三九年八月二十六日を以て國軍全軍に通じ

(1) 戰時並に特別の軍事行動の際に於ける特別刑法に關する一九三八年八月十七日の命令は其の全範圍に亘り

(2) 戰時並に特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する一九三八年八月十七日の命令は本令第二條及び第三條の制限を以て

施行す。

第二條 戰時刑事訴訟令第三條に基く作戰地域(Operationsgebiet)内に於ける軍法會議(Kriegsgericht)の特別の管轄は、内國に於て爲されたる犯行には之を存せず。然れども軍事上の利益より見て軍法會議をして判決せしむる必要あるときは、軍法權者は其の旨の意思表示により具體の場合に付軍法會議裁判權を設定することを得。

第三條 戰時刑事訴訟令第二百二十條第一項は左の法文に於て適用すべし。

「戦時手続 (Kriegsverfahren) に移行するは戦時刑事訴訟令施行に際し軍法會議 (Wehrmachtgericht) に繫屬中なる刑事訴訟手続のみに限る。此の時期に通常裁判權を有する官廳に於て進行中なる軍人、國軍所屬の官吏 (Wehrmachtbeamte) 及艦船使用人 (Schiffangestellte) に對する刑事事件は、被告人、戦時刑事訴訟令施行後に初めて國軍所屬者 (Wehrmachtangehöriger) 又は艦船の使用人となれる場合に於ても之を猶豫す。被告人を自己の指揮命令下に置く軍法權者は手續を引受け之を續行することを得。通常裁判權を有する官廳も軍法權者の許可を得て手續を續行することを得。猶豫中は時効は進行を停止す」。

第四條 本令又は軍刑法典其の各本條の規定に於て戦争を顧慮せる限りに於ては、之等の規定は特別の軍事行動に付ても準用す。

一九三八年八月二十六日 ヘルリンに於て

國軍總司令官

カイテル

一九三九年十一月四日の國法律公報第二百十八號

戦時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する命令の施行及加補に關する第四次命令

(一九三九年十一月一日)

戦時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する一九三八年八月十七日の命令第一百零八條に基き命令すること左の如し。

第一目

(一) 戦時刑事訴訟令第二條第一號を左の如く改む。

〔1〕 軍人、國軍所屬の官吏及艦船の使用人。之等は一切の犯行、其の軍法會議裁判權の根據たる服務關係發生前の犯行に關しても。」

(二) 戦時刑事訴訟令第二條第三號を左の如く改む。

〔3〕 俘虜、幽囚中に爲されたる一切の犯行に關し、」

(三) 戦時刑事訴訟令第二條第四號に左の第四號 f を加ふ。

〔f〕 獨逸國軍の目的に供せらる、建築物、場屋、工作物又は船舶内に於て爲されたる一切の犯行にして國軍一部の司令官に於て特別の軍事上の利益が軍法會議に由る判決を必要とする旨宣言したるものに關し、」

(四) 戦時刑事訴訟令第二條の次に左の第二條 a を加ふ。

「第二條 a 軍法會議の裁判權の存續する期間

軍法會議裁判權の根據たる關係終熄する場合に於ても、其の前に爲されたる犯罪に關しては軍法會議裁判權は存續す。然れども軍法權者は訴追を他の裁判權に委任することを得。但し通常裁判權に委

任することを得るは違反が普通刑罰法規のみに對するものなるときに限る。軍法権者は特別の軍事上の利益が必要とする場合には、第一審判決の言渡ある迄は委任を取消すことを得。」

(五) 戦時刑事訴訟令第三條の次に左の第三條^aを加ふ。

「第三條^a 軍隊附隨者に對する特別の適用

軍隊附隨者 (Gefolge) (軍刑法典第五十五條) の犯罪にして第三條により既に規律せられざるものに付ては、軍法権者に於て軍事上の利益軍法會議による判決を必要とする旨宣言したるとき、軍法會議裁判権を有す。被疑者既に軍籍に在らざる場合に於ても、軍法権者は此の宣言を爲すことを得。」

(六) 戦時刑事訴訟令第十三條を左の如く改む。

「第十三條 到達し得る直近の軍法権者の非常裁判籍

(一) 戦時手續の適用を受くる者、止むを得ざる軍事上の原由に基き判決を猶豫すること能はざる犯罪に付責任を問はれ、即時に管轄軍法権者の許に到達すること能はざるときは、管轄軍法権者の権限は直近に於て到達し得らるゝ軍法権者之を執行す。本令第十四條に依り國軍法會議が裁判権を有する犯罪に付ては此の限にあらず。

(二) かくの如き事情なき場合に裁判権を有する軍法権者 (第十二條) には直ちに實施したる所を通知すべし。此の軍法権者は何時たりとも手續を擔任することを得。」

(七) 戦時刑事訴訟令第十三條の次に左の第十三條^aを加ふ。

「第十三條^a 即決處斷 (Standgericht)

(一) 直近に於て到達することを得べき聯隊長又は之と同一の懲戒權力 (Disziplinarstrafgewalt) を附與せられたる部隊の指揮官は左の場合には軍法権者の権限を行使することを得。

- (1) 止むを得ざる軍事上の原由に基き判決の猶豫を許さず、
- (2) 軍法権者の許に即時には到達することを得ず、且
- (3) 證人又は其の他の證據方法直ちに用に供し得らるゝとき。
- (二) 前項は第十四條に依り國軍法會議の裁判権を有する犯罪には適用せず。
- (三) かくの如き事情なき場合に裁判権を有する軍法権者 (第十二條) には直ちに實施したる所を通知すべし。此の軍法権者は何時たりとも手續を擔任することを得。」

(八) 戦時刑事訴訟令第十四條第一項に左の第十號を加ふ。

「(10) 間諜罪 (戦時特別刑法令第二條)。」

(九) 戦時刑事訴訟令第七十七條に左の第三項を加ふ。

「(三) 不正規的敵對行爲者 (Trenschärfer) に對する判決は、

- (1) 確認権を有する指揮官の許に即時に到達すること能はず、且
 - (2) 止むを得ざる軍事上の原由に基き執行を猶豫するを許さざるとき。
- は、審査 (第一項) を俟たず判決裁判所の決定を以て、執行力ありと宣言せらるることを得。」

第二目

本令は公布の翌日より之を施行す。

一九三九年十一月一日 ベルリンにて

國軍總司令官 カイテル

一九三九年十一月二十一日の國法律公報第二百三十號

戰時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する命令の施行及加補に關する第五命令

(一九三九年十一月十一日)

戰時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する一九三八年八月十七日の命令の第一百八條に基き命令すること左の如し。

第一目

(一) 戰時刑事訴訟令第十六條を左の如く改む。

「第十六條 犯罪の略式報告

(一) 軍事上の官署 (militärische Dienststelle) は自己に下隸する者の刑事上處罰すべき行為にして自己の覺知したるものを其の事實關係と證據方法とを開示して、軍法權者として被疑者に付裁判

權を有する指揮官に至急報告するを要す(第十二條)。遲滯するに於ては危険なるときは軍事上の

官署は到達し得べき直近の軍法權者(第十三條)又は聯隊長の懲戒權を有する部隊指揮官(第十三條a)に報告す。被疑者、證人又は鑑定人の急を要し且即時に實施することを得べき訊問は、軍事

上の官署自ら之を爲し、報告と共に調書を提出するを要す。

(一) 豫審將校 (Gerichtsoffizier) には事件竝に處置を適當なる形式に於て告知すべし。

(二) 被疑者は軍事上の利益又は審理の目的上必要とするときは、懲戒上の上官又は豫審將校に於て假に之を逮捕することを得。」

(二) 戰時刑事訴訟令第十六條の次に左の第十六條aを加ふ。

「第十六條a 軍法權者に對する報告前に於ける懲戒上の處理

(一) 國軍一部の司令官は、戰爭狀態上必要とする場合に於て事實關係十分に解明せられ且犯人の責任及行為の結果に照し懲戒上の處理を以て足るときは、下士官兵の犯罪 (職權濫用罪 (Mißbrauch der Dienstgewalt) (軍刑法典第一百四條乃至第二百五條)を除く)を懲戒罰法に依り處罰するの權を一時懲戒上の上官に委任することを得。

(二) 前項に依り懲戒上の方法を以て犯罪を處理したる懲戒上の上官は、事實關係竝に懲戒上の處理に關する報告を軍法權者に提出す。

(三) 懲戒上の處理事實狀態及法律狀態に適當せざるときは、軍法權者は公訴を命ず。既に執行

を終りたる懲戒拘禁刑は刑事上の刑に通算す。」

第二目

本令は一九三九年十一月十五日より之を施行す。

一九三九年十一月十一日 ベルリンにて

國軍總司令官

カイテル

一九三九年十一月二十一日の國法律公報第二百三十號

戰時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する命令の施行及加補に關する第六次命令

(一九三九年十一月二十一日)

戰時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する一九三八年八月十七日の命令第一百零八條に基き命令すること左の如し。

第一目

戰時刑事訴訟令第四十八條の次に左の章を加ふ。

「處罰處分

第四十八條 a 處罰處分の條件及内容

(一) 軍法權者は書面に由る處罰處分 (schriftliche Strafverfügung) を以て罰金又は三ヶ月以下の自由刑並に沒收又は判決の公告を決定することを得。處罰處分には罪となる行爲、適用されたる刑罰法規及證據方法を表示し、並に被疑者三日内 (第四十八條 b) に異議を申立てるときは處罰處分は執行力を有する旨の指示を記載するを要す。其の外處罰處分は、異議は何人の許に申立つることを得るものなりやを開示するを要す。

(二) 第一百五條に依る監置は處罰處分により決定せられたる自由刑に基きて之を命ずることを得ず。

第四十八條 b 處罰處分の告知及異議の申立

(一) 處罰處分は被疑者の直近の懲戒上の上官又は法務官 (richterlicher Militärjustizbeamte) を通じ口頭を以て言渡し且之を手交す。懲戒上の上官又は法務官は將校又は官吏にも言渡し手交を囑託することを得。處罰處分は書面を以ても告知することを得。

(二) 被疑者は告知の日に續く第三日の経過する迄は、軍法權者自己の直近の懲戒上の上官又は自己に處罰處分を告知したる將校若は官吏の許に、書面又は口頭を以て異議を申立つることを得。此の異議には理由を附すべし。

(三) 被疑者は前項の期間の満了前異議を抛棄することを得。

第四十八條 c 告知、異議及抛棄に關する報告

(一) 處罰處分を告知したる者は異議申立期間満了後遅滞なく、告知の日及被疑者何時如何なる理由を以て異議を申立てたりしやを軍法権者に報告す。異議のみを受理したるに止まる者は成し得る限り處罰處分は何時告知せられたるやを認定し、同じく第一段に規定せられたる報告を爲す。被疑者適時に異議を申立つることを妨げられたるときは、其の旨を開示することを要す。

(二) 被疑者の異議の抛棄を受理したる者は遅滞なく其の旨を軍法権者に報告す。

第四十八條 d 適時に異議申立ありたる場合の手續

被疑者適時に異議を申立てたるときは、處罰處分は起訴處分 (Anklageverfügung) に代る。軍法権者は處罰處分を取消せざる限りは野戦軍法會議 (Feldkriegsgericht) の編成を命ず (第九條)。軍法権者は裁判に先だち審問の補充を命ずることを得。

第四十八條 e 異議の適時に申立てられざる場合の手續

(一) 被疑者期間満了迄異議を申立てざるとき、又は被疑者が時期に後れて異議を申立てたるときは、處罰處分は確定力及執行力を有す。

(二) 被疑者其の責に歸すべからざる事由により時期に後れて異議を申立てたるときは、期間内に異議申立ありたるものとして取扱ふべし。」

第二目

戰時刑事訴訟令第四十六條第一項第三段は削除す。

第三目

本令は一九三九年十一月二十三日より之を施行す。

一九三九年十一月二十一日 ベルリンにて

國軍總司令官

カイテル

第九章 關係

一九三九年十月三十日の國法律公報第二百十四號

親衛隊員並に特別の配置の際に於ける警察隊員の刑事事件に於ける特別裁判權に關する命令

(一九三九年十月十七日)

國防參議院は大獨逸國領土に付法律の效力を以て命令すること左の如し。

第一條

左の者については刑事事件に於ける特別裁判權を設く。

- (1) 親衛隊本部 (Reichsführung) の專任所屬員、
- (2) 高級の親衛隊長及警察隊長の本部 (Stäbe derjenigen höheren SS- und Polizei-Führer) の專任所屬員にして(3)乃至(6)に記載せられたる團體に關して命令權力 (Befehlsgewalt) を有するもの、

- (3) 親衛隊の指令部隊 (SS.-Verfügungstruppe) の所屬員、
- (4) 親衛隊の骸骨部隊 (SS.-Totenkopfverbände) 並に其の増援隊 (Verstärkungen) の所屬員、
- (5) 親衛隊ユンケル學校 (SS.-Junkerschule) の所屬員、
- (6) 特別の配置の際に於ける警察隊の所屬員、

第二條

(一) 第一條第一號乃至第五號に記載せられたる者は軍法會議裁判權 (Wehrmachtgerichtsbarkeit) の及ぶ一切の犯罪に付て特別裁判權に服す。第一條第六號に記載せられたる者は、其の特別の軍事行動地域内に於ける犯罪に付てのみ特別裁判權に服す。

(二) 軍法會議の裁判權は其の效力を妨げらるることなし。

第三條

(一) 特別裁判權に付ては別段の規定なき限り軍刑法典及軍法會議法の規定並に其の施行法を準用す。其の外軍事關係以外の犯罪に付ては軍人軍屬に適用ある普通刑罰法規を適用す。

(二) 國陸軍大臣及國軍總司令官に代ふるに親衛隊總長 (Reichsführer SS.) 及獨逸國警察總監 (Chef der Deutschen Polizei) を以てす。親衛隊總長及獨逸國警察總監は裁判權者 (Gerichtsherr) 及其の裁判權の地區的範圍 (örtlicher Umfang) を定む。

第四條

(一) 軍法會議に代ふるに親衛隊裁判所 (SS.-Gerichte) を以てし、裁判所の管轄警察團體所屬員に對する手續にも及ぶときは軍法會議に代ふるに親衛隊及警察裁判所 (SS.- und Polizei-Gericht) を以てす。高等軍法會議 (Oberkriegsgericht) に代ふるに高等親衛隊及警察裁判所 (SS. und Polizei-Obergericht) を以てす。

(二) 國軍關係事件 (Wehrmachtsache) に於て國軍法會議 (Reichskriegsgericht) の擔任に屬する任務を何れの裁判所が國軍法會議相當の地位に於て果すを要するやに付ては特別の規定を設く。

第五條

(一) 法務官 (richterlicher Militärjustizbeamte) に代ふるに裁判官たる資格を有する親衛隊司法部員 (SS.-Justizführer) を以てす。親衛隊司法部員は總統兼國宰相により任命せられ、懲戒上の點に於ては直接親衛隊總長に隸屬す。

(二) 手續が親衛隊員に對し行はるときは親衛隊員を陪席に任命し、其の場合に於ては陪席員は警察の範圍より任命すべし。

(三) 裁判所書記 (Urkundsbeamte der Geschäftsstelle) に代ふるに親衛隊記録部員 (SS.-Beurkundungsführer) を以てす。

(四) 親衛隊司法部員及親衛隊記録部員の法律的地位に關する別段の規定は引續き留保す。

第六條

軍人に對する特別の名譽刑に關する軍刑法典の規定は適用せず。親衛隊よりの除名及解職の名譽刑に關する規定を以て之に代ふ。

第七條

國內務大臣及親衛隊總長は各其の職務の範圍に於て國司法大臣及國大藏大臣と協調し第四條及第五條に關する必要規定竝に本令の施行規定を定むる權限を委任せらる。

第八條

本令は公布の日より之を施行す。

一九三九年十月十七日 ベルリンにて

國防參議院議長元帥 ゴエーリング

國行政總監 フリック

國務大臣兼國宰相府官房長 ドクトル・ラムメルス

一九三九年十一月二十五日の國法律公報第二百三十三號

親衛隊員及特別配置の際に於ける警察隊員の刑事事件に於ける特別裁判權に關する命令の施行に關する第一次命令

(一九三九年十一月一日)

親衛隊員及特別の配置の際に於ける警察隊員の刑事事件に於ける特別裁判權に關する一九三九年十月十七日の命令第七條に基き國司法大臣及國大藏大臣と協調して命令すること左の如し。

第一目

第一條

親衛隊員に於ては軍事上の名譽刑に關する軍刑法典の規定に代ふるに以下の規定を以てす。警察隊員に對する名譽刑に關しては獨逸國刑法典の規定を引續き適用し、軍刑法典第四十三條乃至第四十五條は適用せず。

第二條

- (一) 親衛隊員に對する名譽刑左の如し。
 - (1) 親衛隊よりの除名 (Ausschluss)。
 - (2) 親衛隊よりの解任 (Entlassung)。
- (a) 第四條第一項及第二項の場合に於て親衛隊よりの除斥 (Ausschluss) の形式に於てするもの。
- (b) 第四條第二項の場合に於て親衛隊よりの單純解任の形式に於てするもの。

(二) 動員狀態 (mobiler Zustand) 中に罰の言渡ありたる場合に於ては、親衛隊よりの除斥及單純解任に代ふるに職務上の等級褫奪 (Verlust des Dienstgrades) を以てすることを得。

第三條

- (一) 死刑又は重懲役の言渡は親衛隊よりの除名の結果を伴ふ。
- (二) 犯罪が同時に民族社會主義獨逸労働黨又は親衛隊の根本法規に對する重大なる違反を包含する場合には、親衛隊よりの除名を言渡すことを要す。

第四條

- (一) 親衛隊よりの除名は左の結果を伴ふ。
 - (1) 親衛隊よりの不名譽なる退斥並に職務上の名稱 (Dienstbezeichnung) の喪失、
 - (2) 親衛隊への復歸資格の永久的喪失、
 - (3) 勳章及名譽徽章並に之を取得する資格の喪失、
 - (4) 俸給及給與請求權の喪失、

(二) 軍刑法典の規定に従ひ兵役資格 (Wehrwürdigkeit) の喪失を言渡すことを要する行爲に基き親衛隊よりの除名を命ぜられたるときは、親衛隊指令部隊員 (Angehörige der SS-Verfügungstruppe) の場合に於ては、名譽刑の結果兵役資格の喪失を生ずる旨を判決に示すべし。軍刑法典の規定上兵役資格の喪失を言渡すことを得るときは、裁判所は親衛隊指令部隊員の場合には、此の結果をも判決中に於て宣言することを得。

第五條

(一) 故意に因る大逆内亂罪若は背叛罪に基く輕懲役 (獨逸國刑法典第八十四條、第九十條 b、第九十條 c、第九十二條 a)、公權褫奪又は公職就任資格喪失の言渡は、親衛隊よりする除斥の結果をも伴ふ。

(二) 親衛隊よりする除斥又は單純の解任は、故意犯罪に基く一年以上の輕懲役言渡の場合に言渡し得べく、其の他犯罪が破廉耻的情操 (ehrlose Gesinnung) を識認せしむるとき又は親衛隊の威信を著しく害するときは、故意犯罪に基く輕懲役に併科しても之を言渡すことを得。

第六條

- (一) 親衛隊よりの除斥は左の結果を伴ふ。
 - (1) 親衛隊よりの退斥 (Ausscheiden) 及職務上の名稱の喪失、
 - (2) 俸給及給與を受くる權利の喪失、
 - (3) 親衛隊への復歸資格の永久的喪失、
- (二) 裁判所は前項第二號又は第三號の結果が発生せざる旨を定むることを得。

第七條

親衛隊よりの單純解任は親衛隊よりの退斥並に職務上の名稱喪失の結果を伴ふ。

第二目

第八條

軍刑法典第二十條に代ふるに左の規定を以てす。

禁錮刑 (Arreststrafe) は左の者に對して科すべし。

(1) 親衛隊員に對して

(a) 小隊長 (Führer) に對して、

禁足 (Stubenarrest) とし、

(b) Oberscharführer, Hauptscharführer, Führeranwärter, Standartenjunker und Standartenoberjunker に對して、

禁足又は減輕禁錮 (gelinder Arrest) とし、

(c) 其の他の親衛隊員に對して、

減輕禁錮又は加重禁錮 (geschärfter Arrest) とし、

(2) 官吏にあらざる補助員を含む秩序警察 (Ordnungspolizei) の所屬員に對して、

(a) 將校、保護警察監査官及憲兵監査官 (Schutzpolizei- und Gendarmerieinspektor) 竝に將校相當の地位に在る警察行政官吏 (Polizeiverwaltungspannte) に對しては、
禁足として、

(b) Meister, (SB.), Hauptwachmeister, Revier- und Bezirksoberwachmeister, Zugwachmeister und Oberwachmeister 竝に將校相當の地位に在るにあらざる警察行政官吏に對しては、

禁足又は減輕禁錮として、

(c) 其の他の服務階級所屬員に對しては、

減輕禁錮又は加重禁錮として、

(3) 保安警察 (Sicherheitspolizei) の所屬員を民族社會主義獨逸勞働黨の親衛隊に編入するの件に關する一九三八年六月二十三日の親衛隊總長及獨逸警察總監の回章布告に依り保安警察の所屬員を民族社會主義獨逸勞働黨の親衛隊に編入したる場合に於ける保安警察の所屬員に對しては、

(a) 親衛隊小隊長として編入すべきときは、
禁足として、

(b) 親衛隊の Hauptscharführer としつ又は Oberscharführer として編入すべきときは、
禁足又は減輕禁錮として、

(c) 親衛隊の Scharführer として又は Unterscharführer として編入すべきときは、
減輕禁錮又は加重禁錮として、

第三目

第九條

裁判所の構成に關しては軍法會議法の規定とは異り左の規定を適用す。

裁判員としての親衛隊司法部員 (richterlicher SS-Justizführer) (一九三九年十月十七日の命令第

五條)は、

- (1) 親衛隊の Hauptsturmführer 並に Sturmabführer の階級に於ける親衛隊の裁判員 (SS-Richter)。
- (2) 親衛隊の Obersturmbannführer の等級に於ける親衛隊の高級裁判員 (SS-Oberrichter) とす。

第十條

(一) 裁判員としての親衛隊司法部員は裁判官たる資格を有する者を以てするにあらざれば之を補充し又は代理せしむることを得ず。

(二) 親衛隊裁判所 (SS-Gericht)、親衛隊及警察裁判所 (SS- und Polizei-Gericht)、高級親衛隊及警察裁判所 (SS- und Polizei-Obergericht) に於ては必要の場合には補助裁判員 (Hilfsrichter) を使用することを得。但し此の補助裁判員は裁判官たる資格を有することを要す。

第十一條

親衛隊裁判所並に親衛隊及警察裁判所は第一審の裁判所 (Gericht des ersten Rechtszuges) とす。是等の裁判所は第一審に付高級裁判所の裁判権設定しあらざる一切の場合に於て裁判を爲す。

第十二條

(一) 高級親衛隊及警察裁判所は第一審の裁判所としては左の犯罪を裁判す。

(1) 死刑、終身間の重懲役又は十年以上の重懲役を言渡すことを得べき犯罪にして高級裁判所の裁判権に屬せざるもの。

(2) 偽誓罪 (Meinid) (獨逸普通刑法典第五百十三條乃至第五百五十五條、第五百五十七條及第五百十八條) 並に故殺罪 (獨逸普通刑法典第二百十三條の場合に於ても亦然り)。

(3) 親衛隊小隊長、警察將校 (Polizeioffizier)、保護警察監査官及憲兵監査官 (Schutzpolizei- und Gendarmeninspektor)、將校の地位に在る警察行政官吏及保安警察の所屬員にして之を民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には、親衛隊小隊長として編入すべき者に付犯罪が職權 (Dienstgewalt) 濫用を包含すること (軍刑法典第一百四條乃至第二百二十五條)。

(二) 前項の場合に於ては捜査手續は親衛隊裁判所又は親衛隊及警察裁判所の裁判權者 (Gerichtsherr) の許に於て執行せらるゝものとす。裁判權者は高級親衛隊及警察裁判所に訴を提起す。訴の提起と同時に手續は高級親衛隊及警察裁判所に移行す。

(三) 其の外高級親衛隊及警察裁判所は控訴の上訴につき裁判を爲す。

第十三條

(一) 親衛隊裁判所並に親衛隊及警察裁判所は判事三人の構成に於て裁判を爲し、特に親衛隊裁判員一人を以て裁判長とし、非專任的裁判員二人を陪席員とす。

(二) 親衛隊員に對する手續に於て陪席員たる者左の如し。

- (1) Hauptsturmführer 以下の親衛隊員に對しては、
Sturmabführer, Obersturmbannführer 又は Standartenführer 一人及被告人と服務階級を同じくする親衛隊員、
- (2) Sturmabführer 以上の親衛隊員に對しては、
被告人と服務階級を同じくする親衛隊員一人、被告人よりも高き服務階級の親衛隊員一人。
- (三) 警察隊の所屬員に對する手續に於ける陪席員左の如し。
- (1) Hauptmann 以下の階級に屬する秩序警察隊の所屬員に對しては、
Stabsoffizier 一人及被告人と階級を同じくする警察隊所屬員一人、
- (2) Stabsoffizier 以上の服務階級に屬する秩序警察隊の所屬員に對しては、
被告人と服務階級を同じくする將校一人、被告人よりも高き服務官等の將校一人、
警察行政官に對する手續に於ては相當する服務階級の警察行政官陪席員として裁判に參與す。
- (3) 保安警察の所屬員にして民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には親衛隊の Hauptsturmführer 以下に編入すべき者に對しては、
保安警察の所屬員にして民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には親衛隊の Sturmabführer, Obersturmbannführer 又は Standartenführer として編入すべき者、並に

民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合に於ては被告人の服務階級に編入すべき保安警察の所屬員。

- (4) 民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入すべき場合には親衛隊の Sturmabführer 以上として編入すべき保安警察の所屬員に對しては、
民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には被告人の服務階級を以て編入すべき保安警察の所屬員一人、並に民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には被告人よりも高き服務階級に編入すべき保安警察の所屬員一人。

第十四條

(一) 高級親衛隊及警察裁判所 (SS- und Polizei-Obergericht) は親衛隊高級裁判員 (Oberichter) にして其の中の先任者を裁判長とする裁判員五人と陪席員たる非專任的裁判員三人との構成に於て裁判を爲す。

- (二) 親衛隊の所屬員に對する手續に於ける陪席員左の如し。
- (1) Hauptsturmführer 以下の親衛隊所屬員に對しては、
Sturmabführer, Obersturmbannführer 又は Standartenführer 一人と被告人と服務階級を同じくする親衛隊員二人、
- (2) Sturmabführer 以上の親衛隊員に對しては、

被告人と服務階級を同じくする親衛隊員二人と被告人よりも高き服務階級の親衛隊員一人。

(3) 保安警察の所屬員にして民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には親衛隊の Hauptsturmführer 以下に編入すべき者に對しては、

民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には Sturmhaupführer, SS-Obersturmbannführer 又は SS-Standardführer として編入すべき保安警察の所屬員一人と、民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には被告人と同じ服務階級に編入すべき保安警察の所屬員二人。

(4) 民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には Sturmhaupführer 以上に編入すべき保安警察の所屬員に對しては、

保安警察の所屬員三人とし、其の中二人は民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には被告人と同一の服務階級に編入すべき者にして、一人は民族社會主義獨逸労働黨の親衛隊に編入する場合には被告人よりも高き服務階級に編入すべき者。

第四目

第十五條

軍法會議法の規定とは異り手續には左の規定を適用す。

第十六條

裁判長は公判を指揮す。裁判長は公判中に於て判決に先行する裁判にして軍法會議法の規定に依れば裁判所の擔任に屬するものを裁判し、證據調の申立に付ては裁判長は決定を以て裁判す。他の裁判員は裁判長の諮問に應ず。

第十七條

法廷に於ける秩序の維持は裁判長之を擔任す。

第十八條

辯論中に於ける裁判長の裁判に對しては裁判所に訴することを得ず。軍法會議法の規定に依り辯論中に言渡されたる裁判に對して抗告を許すときは、裁判長の裁判に對しても抗告を許す。

第五目

第十九條

國軍所屬員及軍事上の建造物内に於ける職務上の行為につき適用ある普通刑事司法並に民法及非訟事件手續を包含する民事司法の特別規定は親衛隊の武裝團體 (bewaffneter Verband) の所屬員及之等の團體の服務上の廳舎内に於ける服務上の行為にも適用す。

第六目

第二十條

戰時及特別の軍事行動の際に於ける特別刑法に關する一九三八年八月十七日の命令（戰時特別刑法令）並に戰時及特別の軍事行動の際に於ける軍事刑事訴訟手續に關する一九三八年八月十七日の命令（戰時刑事訴訟令）並に其の變更、加補及施行に關する規定並に國軍法會議の裁判權の擴張に關する一九三九年二月十六日の命令を準用す。

第七目

第二十一條

本令は一九三九年十月三十日より之を施行す。

一九三九年十一月一日 ベルリンにて

親衛隊總長兼國內務大臣代理 ハー・ヒムラア

第十章關係

一九四〇年三月八日の國法律公報第四十一號

特許辨理士に關する總統の恩赦布告

（一九四〇年三月一日）

第一目 通則

第一條

一九三九年十月二十一日の官吏に關する總統の恩赦布告第一條、第二條第一項及第三項、第三條及第四條第三項及第四項の規定は特許辨理士 (Patentanwalt) 及一九三三年九月二十八日の特許辨理士法第八條に依り登記せられたる特許辨理士の代理人に準用すべし。

第二條

(一) 獨逸國特許局長官特許辨理士會長と一致して、名譽裁判上の手續特許辨理士名簿に於ける抹消を招來することなかるべき見込なるの見解なるときは、

(a) 手續未だ名譽裁判所に繫屬せざるときは手續を中止するを要す。

(b) 手續既に繫屬せるときは名譽裁判所又は高等名譽裁判所に中止を請求するを要す。

(二) 名譽裁判所及高等名譽裁判所は前項(b)に依り爲されたる請求に應ずるを要す。之等の裁判所特許辨理士名簿に於ける抹消を正當と思惟せざるときは、右請求なきも中止を言渡すことを得。本項第一段に依る裁判に對しては上訴を許さず。第二段に依る名譽裁判所の裁判に對しては獨逸國特許局長官に限り控訴を爲すことを得。

第三條

獨逸國特許局長官と特許辨理士會長との間に於ける第二條の適用に關する意見の相違は國司法大臣に於て裁決す。

第二目 舊オーストリア地方に付ての特別規定

第四條

- (一) 舊オーストリア地方に於ては確定したるも未だ全然執行せられざるか又は單に一部分執行せられたるのみに止まる、特許辨理士の業務執行中止の罰も行はず。
- (二) 本布告施行以前の所犯に係る懲戒上の違反罪 (Disziplinarvergehen) に基きては、此の罰も亦之を科せず。

第五條

- (一) 獨逸國特許局オーストリア支廳長官に於て、懲戒上の違反罪は特許辨理士名簿よりの削除の結果を招來することなかるべき見込なるときは、
 - (a) 手續未だ懲戒部に繫屬せざるときは、手續を中止するを要す。
 - (b) 手續既に繫屬せるときは、懲戒部に中止を請求するを要す。
- (二) 第二條第二項第一段、第二段及第三段を準用す。

第三目 附 則

第六條

國司法大臣は本布告を施行する爲法律規定及行政規定を定むるの權を委任せらる。

第七條

本令は其の公布後第七日より之を施行す。

一九四〇年三月一日 ベルリンにて

總 統 アドルフ・ヒットラア

國司法大臣 ドクトル・ギユルトナア

一九四〇年一月二十六日の國法律公報第十八號

ボヘミヤ及モラウイヤ兩保護領に於ける暴力犯罪人處罰令の施行に關する命令

(一九四〇年一月二十二日)

一九三九年十二月五日の暴力犯罪人處罰令第六條に基き命令すること次の如し。

第一條

暴力犯罪人處罰令は以下の規定の定むる所に依りボヘミヤ、モラウイヤ兩保護領に之を施行す。

第二條

- (一) 暴力犯罪人處罰令第一條中に記載せられたる種類の犯罪には、犯人獨逸國民にあらざる場合に於ても、獨逸國法の罰則を適用す。
- (二) 犯罪人の追跡に際し幫助する者に對する犯罪 (暴力犯罪人處罰令第二條) には、左の各號の
一に該當する場合には警察官及司法官の保護に關する國法の規定を適用す。

- (1) 當該の犯罪人其の追跡せらるゝ犯罪に基きて獨逸國刑事裁判權に服するとき、又は
- (2) 攻撃の加へらるゝ幫助者獨逸國民なるとき、又は
- (3) 幫助者獨逸國の警察官又は司法官に幫助を爲すものなるとき。
- (三) 暴力犯罪人處罰令第四條は、獨逸國の裁判所が判決を爲すの權限を有する犯罪に付ては、當該の犯罪を保護領の刑法に依り處罰すべき場合に於ても之を適用す。處罰令に依るときは保護領刑法に依るよりも重き刑を許すときは、事件はボヘミヤ、モラウイヤ兩保護領に於ける刑事裁判權の執行に關する一九三九年四月十四日の命令第十七條に基き獨逸國の公訴官廳より保護領の公訴官廳に移送することを得ず。

一九四〇年一月二十二日 ベルリンにて

國司法大臣 ドクトル・ギェルトナア

第十一章關係

一九三九年十一月二十日の國法律公報第二百二十九號

處刑名簿に基きて爲す報告の制限並に處刑標記の抹消に關する法律の變更に關する命令

(一九三九年十一月十七日)

(註 本令は舊オーストリア地方には施行せず)

法律の授權に基き國經濟總監及國軍總司令官の承諾を得て命令すること次の如し。

第一目

處刑名簿 (Strafregister) に基き報告の制限及處刑標記 (Strafvermerk) の抹消に關する一九二〇年

四月九日の法律第四條を左の如く改む。

(一) 第一項に於て第一段は左の如く改む。

「報告制限の行はるゝ刑の言渡は左の各號の一に該當する官廳にのみ報告を爲す。

- (1) 裁判所及檢事局、
- (2) 國司法大臣の詳細なる命令に依り保安警察の官廳 (祕密國家警察 (Geheime Staatspolizei)、司法警察 (Kriminalpolizei))、
- (3) 明示的の囑託ありたるとき國及邦の最高官廳並に黨の最高の服務所、
- (4) 納税上及專賣上の違反罪 (Steuer- oder Monopolvergehen) に基き刑事訴訟手續の場合に稅務官廳、
- (5) 歸化手續 (Einbürgerungsverfahren) に於て縣知事 (Regierungspräsident)。」

(二) 第三項の次に左の一項を加ふ。

「刑の言渡に關する標記處刑名簿中に於て抹消せられたるときは、刑の言渡を受けたる者は犯

罪及刑に關する一切の報告を拒むことを得。未だ抹消せられざる他の科刑判決の存在により妨げられざる限り、刑の言渡を受けたる者は前科無しと稱することを得。裁判所及検事は特別の原由あるときは、刑の言渡を受けたる者に對し既に抹消済の刑に付ても報告を爲すを要する旨命ずることを得。」

第二目

處刑名簿に基きて爲す報告の制限竝に處刑標記の抹消に關する一九二〇年四月九日の法律第八條を左の如く改む。

(一) 第一項に於て「邦司法行政部は……得」を左の如く改む。

「國司法大臣及其の指定に係る官署は……得。」

(二) 第三項を削除す。

一九三九年十一月十七日 ベルリンにて

國行政總監 フリック

一九四〇年二月二十三日の國法律公報第三十三號

血統保護法の第一次施行令の加補に關する命令

(一九四〇年二月十六日)

獨逸國民の血統竝に獨逸國民の名譽の保護に關する一九三五年九月十五日の法律第六條に基き命令すること左の如し。

獨逸國民の血統竝に獨逸國民の名譽の保護に關する一九三五年十一月十四日の法律の施行に關する第一次命令の第十一條に於て、第二項として左の一項を加ふ。

「(一) 民族保護法違反の犯罪 (Verbrechender Rassenschande) に付ては責任は男子に在り。從て關係婦女は共犯又は庇護 (Begünstigung) の廉を以て處罰することを得ず、またオーストリア刑法の施行地域に於ては隱匿 (Verheimlichung) 又は裁判所若は行政官廳の面前に於ける虚偽の無宣誓供述 (オーストリア刑法第百九十七條、第百九十九條の(a)、第二百十四條及一九二五年七月二十一日の行政手續法施行法第九目) の廉を以て處罰することを得ず。」

一九四〇年二月十六日 ベルリンにて

國內務大臣 ヨット・ペー・ブントナア

總統代理 エル・ヘス

國司法大臣 ドクトル・ギユルトナア

號數 年月 司法資料表題

第一號	大正〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)	第一九號	大正二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二號	〇、三	第二回國際少年保護會議議事錄	第二〇號	〇、三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護 視察制度創設ニ關スル會議議事錄	第二一號	〇、三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會 議事錄及評論(附)統一の勞働法 編纂委員會起草勞働裁判法私案
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所	第二二號	〇、三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ 實況
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察	第二三號	〇、三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法 (附)丁抹ノ社會政策的立法概觀
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會	第二四號	〇、三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書 第一集	第二五號	〇、三、七	獨逸國ニ於ケル貨率契約、勞働者及 使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ 關スル法制(附)調停制度概觀
第八號	二、六	英國及ノえゝる寸ノ警察	第二六號	〇、三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度 (附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲 裁ノ實況
第九號	二、七	復權ニ關スル佛國法令	第二七號	〇、三、八	短期自由刑論
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程	第二八號	〇、三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第一一號	二、九	佛國戰時家賃法及外國小作契約法	第二九號	〇、三、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特 別裁判法制
第一二號	二、〇	英佛ノ辯護士法制	第三〇號	〇、三、〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第一三號	二、二	獨逸ノ辯護士法制	三一號	〇、三、〇	獨逸國少年裁判所法
第一四號	二、三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管 理ニ關スル調査報告	三二號	〇、三、〇	司法制度改良論
第一五號	二、一	辯護士倫理	三三號	〇、三、二	獨逸新經濟法
第一六號	二、二	獨逸國調停法草案及同理由書	三四號	〇、三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率 契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之 部)
第一七號	二、三	英國監獄制度			
第一八號	二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確 定法文			

第三五號	大正三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(英國及瑞西之 部)	第四九號	大正三、七	米國ノ刑罰制度
第三六號	一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諸國 之部)	第五〇號	一、三、八	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號	一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及了こつ とんとニ於ケル刑事手續	第五一號	一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所 ノ部) 其一、治安裁判所
第三八號	一、二	佛國借家借地法	第五二號	一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所 ノ部) 其二、州裁判所及檢屍官裁判 所ノ組織
第三九號	一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀 之部)	第五三號	一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシ テノ英國高等法院ノ組織及權限)
第四〇號	一、三	佛國監獄制度及同職員令	第五四號	一、一〇	佛國刑事裁判制度
第四一號	一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(南亞之部)	第五五號	一、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑 事手續ニ關ヘル法令
第四二號	一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(澳洲之部)	第五六號	一、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシ テノ英國高等法院及其他ノ上級裁判 所ノ組織)
第四三號	一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率 契約ニ關スル立法例(米國之部)	第五七號	一、二	獨逸國勞務契約法草案及評論
第四四號	一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事訴訟 制度	第五八號	一、三	米國少年裁判法
第四五號	一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官 ノ地位、附、司法行政機關)	第五九號	一、三	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケ ル訴訟案件裁判所、特種裁判所及仲 裁裁判所ノ組織(附) 裁判所相互ノ 關係)
第四六號	一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケ ル裁判官廳及辯護士ノ地位)	第六〇號	一、四	不定期刑實渡ノ制度
第四七號	一、六	瑞西辯護士法	第六一號	一、四	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號	一、七	露西亞事情	第六二號	一、四	英國刑事訴訟權限及巡回裁判所ニ於 ケル訴訟記録

第六四號	大正四、三	獨逸國後見制度(前編)	第八〇號	大正四、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第六五號	一、三	獨逸國後見制度(後編)	八一號	一、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第六六號	一、四	刑ノ執行猶豫制度	八二號	一、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホル ニヤ州ノ裁判制度)
第六七號	一、四	假釋放	八三號	一、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第六八號	一、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行 刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ 處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議 議事録	八四號	一、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書 (各論篇)
第六九號	一、五	諸國ノ刑法草案	八五號	一、五	陪審制度視察報告書集(附) がるそ ん教授述陪審制度論
第七〇號	一、六	英國司法警察論	八六號	一、五	刑罰に關する制度(其三)
第七一號	一、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑 法上ノ處遇	八七號	一、六	正義と貧民(其一)
第七二號	一、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所 ノ實務(第一篇)	八八號	一、七	正義と貧民(其二)
第七三號	一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關 スル省取調委員會報告書(附) 金山 檢察官野村事視察報告書	八九號	一、七	刑罰に關する制度(其四)
第七四號	一、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	九〇號	一、八	刑罰に關する制度(其五)
第七五號	一、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所 ノ實務(第二篇)	九一號	一、九	英國に於ける警察裁判所
第七六號	一、九	獨逸國陪審裁判所記録(附) 秋山檢 事鈴木判事視察報告書	九二號	一、九	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所 ノ實務(第三篇)
第七七號	一、九	刑罰ニ關スル制度(其一)	九三號	一、九	刑罰に關する制度(其六) 完
第七八號	一、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政 治、行政及び司法制度の概観)	九四號	一、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關 する省取調委員會報告書 第二卷 (其一)
第七九號	一、二	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書 (總則篇)	九五號	一、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
			九六號	一、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
			九七號	一、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の 組織及權限)

第九八號 大正 三、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第二一五號 昭和 三、八	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第九九號 〇、二	國際行刑會議報告書集(一)	第二一六號 〇、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號 昭和三、一	國際行刑會議報告書集(二)	第二一七號 〇、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號 〇、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號 〇、〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二二年案)
第一〇二號 〇、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號 〇、〇	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號 〇、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)	第二二〇號 〇、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號 〇、三	司法ニ關スル法制	第二二一號 〇、二	賭博に關する調査
第一〇五號 〇、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第二二二號 〇、三	佛國の檢察制度
第一〇六號 〇、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第二二三號 〇、三	フレデリック・バイウオターズ及エディストムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號 〇、四	保安處分	第二二四號 〇、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號 〇、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第二二五號 〇、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號 〇、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第二二六號 〇、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號 〇、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第二二七號 〇、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號 〇、六	單獨判官と司法官制	第二二八號 〇、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號 〇、七	國際行刑會議報告書集(三)	第二二九號 〇、六	佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令
第一一三號 〇、七	國際行刑會議報告書集(四)	第二三〇號 〇、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號 〇、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察		

第二三二號 昭和 三、九	ソヴィエツト露西亞の法制(前篇)	第一五一號 昭和 五、四	德川禁令考後案(第二帙)
第二三三號 〇、三	ソヴィエツト露西亞の法制(後篇)	第一五二號 〇、五	佛國民商事裁判管轄
第二三三號 〇、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號 〇、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第二三四號 〇、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號 〇、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第二三五號 〇、三	治安判事論	第一五五號 〇、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書
第二三六號 〇、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號 〇、九	國際行刑會議報告書集 五
第二三七號 〇、二	刑の量定(前篇)	第一五七號 〇、〇	國際行刑會議報告書集 六
第二三八號 〇、三	刑の量定(後篇)	第一五八號 〇、一	國際行刑會議報告書集 七
第二三九號 〇、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號 〇、二	德川禁令考後案(第三帙)
第二四〇號 〇、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號 〇、三	少年保護司指針
第二四一號 〇、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號 〇、四	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第二四二號 〇、七	德川禁令考後案(第一帙)	第一六二號 〇、五	一九二九年未現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第二四三號 〇、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號 〇、六	一九二九年未現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第二四四號 〇、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號 〇、七	佛國司法制度(前篇)
第一四五號 〇、〇	ソヴィエツト露西亞民法(前篇)	第一六四號 〇、八	佛國司法制度(後篇)
第一四六號 〇、一	ソヴィエツト露西亞民法(後篇)	第一六五號 〇、九	佛國司法制度(後篇)
第一四七號 〇、二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六六號 〇、〇	德川禁令考後案(第四帙)
第一四八號 〇、三	ソヴィエツト露西亞刑法	第一六七號 〇、一	支那種代刑事法制的思想(上卷)
第一四九號 〇、四	ソヴィエツト露西亞裁判所構成法刑事訴訟法行刑法	第一六八號 〇、二	支那種代刑事法制的思想(下卷)
第一五〇號 〇、五	英米獨佛の手形法及小切手法		

第一六九號 昭和七、四	司法事務の經費削減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)	第一八八號 昭和九、一〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草案 (總則) 並にポイランド改正刑法及ポイランド違警罪法
第一七一號	七、八 刑事事件集(附)刑事事件取扱小引	第一八九號	九、二 取締法規違反の定型 (附) 特別刑法に於ける犯罪主義と刑罰主義の異なる場合の歸納的觀察
第一七二號	七、〇 ソヴェイェト法の理論	第一九〇號	九、三 米國ユタリ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一七三號	七、三 德川禁令考 (第二帙)	第一九一號	九、一 一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典 (附録重要附屬法令)
第一七四號	八、三 德川禁令考 (第三帙)	第一九二號	一〇、二 德川民事慣例集 (勳章の部)
第一七五號	八、三 民事事務修習の栞	第一九三號	一〇、三 獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一七六號	八、八 德川禁令考 (第四帙)	第一九四號	一〇、四 一九二八年スペイン刑法
第一七七號	八、九 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に說明書 (一)	第一九五號	一〇、五 ポーランド新民事訴訟法 (一九三三年)
第一七八號	八、〇 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に說明書 (二)	第一九六號	一〇、六 獨逸刑法提要 (上)
第一七九號	八、二 捜査事務に就て	第一九七號	一〇、七 ソヴェイェト・ロシヤは犯罪を克服する
第一八〇號	八、三 德川禁令考 (第五帙)	第一九八號	一〇、八 伊太利刑法典
第一八一號	九、一 獨逸刑法第一讀會終了 (一九三〇年)	第一九九號	一〇、九 伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院
第一八二號	九、二 犯罪生物學原論	第二〇〇號	一〇、〇 一九一二年 第二回 海牙萬國手形法統一會議事錄
第一八三號	九、四 德川禁令考 (第六帙)	第二〇一號	一〇、一〇 一九一二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に付ての審査委員會會議記錄
第一八四號	九、五 ナチスの刑法 (プロシヤ邦司法大臣の覺書)		
第一八五號	九、七 プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂		
第一八六號	九、八 英國に於ける裁判と警察		
第一八七號	九、九 德川民事慣例集 (人事の部)		

第二〇二號 昭和〇、二	中華民國刑法 刑事訴訟法	第二二〇號 昭和二、二	刑事政策 (犯罪學を基礎とする)
第二〇三號	一〇、三 ユーゴスラウキヤ新民事訴訟法	第二二一號	二、三 德川裁判事例 (刑事ノ部)
第二〇四號	二、一 獨逸刑法提要 (中)	第二二二號	二、三 一九三〇年獨逸國株式會社及株式會社同案並に說明書
第二〇五號	二、一 德川民事慣例集 不動産の部 (上)	第二二三號	二、一 一九三五年六月二十八日の獨逸刑法改正法並に刑事訴訟法及裁判所構成法の改正條文と各理由書
第二〇六號	二、二 佛國刑事訴訟法	第二二四號	二、二 獨逸辯護士の新職務法 (附) 改正獨逸辯護士法條文
第二〇七號	二、三 伊太利刑法典報告	第二二五號	二、三 佛國法學通論
第二〇八號	二、三 伊太利刑事訴訟法典報告	第二二六號	二、三 初等英法教科書
第二〇九號	二、四 佛國民事訴訟法改正草案	第二二七號	二、四 フランス、ドイツ及イギリスに於ける裁判所と刑事
第二一〇號	二、四 米國に於ける指紋採取法 (附) 沃度法を以て抽出したる潜在指紋の定着方法 (獨) 我司法省指紋原紙取扱規程並に指紋分類規程及同規程附表	第二二八號	二、四 第十一回國際刑法及び監獄會議關係論文集
第二一一號	二、五 ナチスの法制及び立法綱要 (刑法及刑事訴訟法の部)	第二二九號	二、五 滿洲帝國新刑法典同草案同施行新刑事訴訟法典同草案
第二一二號	二、五 英國の刑事裁判	第二三〇號	二、六 獨逸刑事判決の作成
第二一三號	二、六 德川民事慣例集 不動産の部 (下)	第二三一號	二、七 新法學の根本問題
第二一四號	二、六 個人主義的國家概念と法人國家	第二三二號	二、八 清國全權大使李鴻章ヲ狙撃シタル小山豐太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件記錄
第二一五號	二、七 獨逸刑法提要 (下)	第二三三號	二、九 滿洲帝國民法典
第二一六號	二、八 德川民事慣例集 訴訟ノ部	第二三四號	二、〇 將來の獨逸刑法 (總則)
第二一七號	二、九 ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度改正について	第二三五號	二、三 滿洲帝國商事法規
第二一八號	二、〇 獨逸刑法に對する國民社會主義的綱領 (第一部)		
第二一九號	二、二 民事司法の疾患外三篇		

第二三六號	昭和三、一	將來の獨逸刑法(各則)上 刑法委員會事業報告
第二三七號	三、二	滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法
第二三八號	三、三	將來の獨逸刑法(各則)下 刑法委員會事業報告
第二三九號	三、四	一九三七年獨逸株式法理由書 法律家たるの適性に就て、法律家特 に判事の職務に就いての心理學的考 察)
第二四〇號	三、五	一九三七年獨逸國司法官試補指導者 會議錄
第二四一號	三、六	株式會社貸借對照表論(上)
第二四二號	三、八	株式會社貸借對照表論(下)
第二四三號	三、八	獨逸に於ける試補養成上の諸問題
第二四四號	三、九	戰爭と犯罪
第二四五號	三、一〇	一般條項への逃避及び獨逸大審院と 利益法學
第二四六號	三、一三	イェーナに於ける檢事並に刑事裁判 官の刑事法講習、外法曹教育に關す る論文三篇
第二四七號	一四、一	商標法
第二四八號	一四、二	商標に關する法律の史的基礎
第二四九號	一四、三	保險關係論集
第二五〇號	一四、三	評議の秘密
第二五一號	一四、四	社會と監獄
第二五二號	一四、五	豫審の問題
第二五三號	一四、六	
第二五四號	昭和四、六	將來の獨逸刑事訴訟手續(上) 刑事訴訟法委員會報告
第二五五號	一四、七	裁判官による契約の修正
第二五六號	一四、八	將來の獨逸刑事訴訟手續 刑事訴訟法委員會報告
第二五七號	一四、九	問議行爲
第二五八號	一四、一〇	佛蘭西刑法典 (附)獨逸裁判所構成法・刑事訴訟法 中改正法文
第二五九號	一四、二	裁判所構成法註釋 對裁判所構成法議事速記録
第二六〇號	一四、二	將來の獨逸刑事訴訟手續(下) 刑事訴訟法委員會報告
第二六一號	一四、三	スイス債務法
第二六二號	一五、一	瑞西統一新刑法典
第二六三號	一五、二	獨逸裁判所に於ける刑の量定の實際
第二六四號	一五、三	獨逸に於ける價格關係の 諸問題(其一)
第二六五號	一五、四	民事訴訟に於ける證據法上の根本問 題
第二六六號	一五、五	情況證據の原理(上)
第二六七號	一五、五	戰爭と犯罪
第二六八號	一五、七	伊太利民事訴訟法豫備草案報告
第二六九號	一五、八	各國現行刑制度
第二七〇號	一六、六	中華民國臨時政府民法親族相續編修 正案

第二七一號	昭和六、六	ホーヘ編司法精神病學綱要(上)
第二七二號	一六、九	情況證據の原理(下)
第二七三號	一七、一	徳川時代裁判事例(續刑事ノ部)
第二七四號	一七、二	一九三一年獨逸民事訴訟法草案批評
第二七五號	一七、四	ヘーデマン獨逸經濟法綱要(上)
第二七六號	一七、四	犯罪と其の鎮壓
第二七七號	一七、九	印度刑法
第二七八號	一七、九	國際海上賣買法上の比較法學的考察
第二七九號	一七、九	獨逸經濟刑法經濟に於ける秩序罰
第二八〇號	一七、九	英國刑事法要論
第二八一號	一七、一〇	ヘーデマン獨逸經濟法綱要(下)
第二八二號	一八、八	獨逸國殖民地司法制度の發展及び植 民地法の統一 附録 保護領法・領事裁判法
第二八三號	一八、九	グライスバツハ獨逸戰時刑法 (第一・二部)

14.5
54

Table with multiple columns and rows of text, possibly a ledger or record book. The text is faint and difficult to read, but appears to be organized in a structured format.

終

